令和２年第５回上里町議会定例会会議録第６号

令和２年１０月６日（火曜日）

本日の会議に付した事件

日程第１４（町長提出認定第　1号）令和元年度上里町一般会計歳入歳出決算認定について

日程第１５（町長提出認定第　2号）令和元年度上里町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

日程第１６（町長提出認定第　3号）令和元年度上里町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

日程第１７（町長提出認定第　4号）令和元年度上里町後期高齢医療特別会計歳入歳出決算認定について

日程第１８（町長提出認定第　5号）令和元年度上里町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第１９（町長提出認定第　6号）令和元年度上里町水道剰余金の処分及びに決算の認定について

日程第２０（町長提出認定第 7号）令和元年度上里町下水道事業決算認定について

日程第２１　特別委員会委員長報告

日程第２３（町長提出議案第69号）教育委員会委員の任命について

日程第２４（意見書第13号）新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書（案）について

日程第２５（意見書第14号）容器包装リサイクル法の見直しを求める意見書（案）について

日程第２６（意見書第15号）少人数学級の早期実施を求める意見書（案）について

出席議員（１４人）

１番　黛　　浩　之　君	２番　髙　橋　茂　雄　君
３番　髙　橋　勝　利　君	４番　飯　塚　賢　治　君
５番　仲　井　静　子　君	６番　猪　岡　　壽　君
７番　齊　藤　　崇　君	８番　植　原　育　雄　君

９番	植　井　敏　夫　君	１０番	高　橋　正　行　君
１１番	納　谷　克　俊　君	１２番	沓　澤　幸　子　君
１３番	髙　橋　　仁　君	１４番	新　井　　實　君

欠席議員　なし

説明のため出席した者

町　　長	山　下　博　一　君	副　町　長	江　原　洋　一　君
教　育　長	埴　岡　正　人　君	総　務　課　長	山　田　　隆　君
総合政策課長	豊　田　貴　志　君	税　務　課　長	須　長　正　実　君
くらし安全課長	間々田　　亮　君	町民福祉課長	亀　田　真　司　君
子育て共生課長	飯　塚　郁　代　君	健康保険課長	及　川　慶　一　君
高齢者いきいき課長	間々田　由　美　君	まち整備課長	相　馬　伸太郎　君
産業振興課長	山　下　容　二　君	上下水道課長	根　岸　利　夫　君
学校教育課長	望　月　　誠　君	学校教育指導室長	福　島　　実　君
生涯学習課長	伊　藤　　覚　君	会　計　課　長	小　暮　伸　俊　君

事務局職員出席者

事　務　局　長	宮　下　忠　仁	係　　長	飯　塚　　剛

◎開　　議

午前１０時３０分開議

○議長（猪岡　壽君）　ただいまの出席議員は14名であります。定足数に達しておりますので、ただいまから散会前に引き続き、本日の会議を開きます。

◎日程第１４　町長提出認定第１号　令和元年度上里町一般会計歳入歳出決算認定について

◎日程第１５　町長提出認定第２号　令和元年度上里町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

◎日程第１６　町長提出認定第３号　令和元年度上里町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

◎日程第１７　町長提出認定第４号　令和元年度上里町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

◎日程第１８　町長提出認定第５号　令和元年度上里町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について

◎日程第１９　町長提出認定第６号　令和元年度上里町水道事業剰余金の処分及び決算の認定について

◎日程第２０　町長提出認定第７号　令和元年度上里町下水道事業決算認定について

○議長（猪岡　壽君）　これより、各常任委員会に審査の付託をしておきました令和元年度上里町一般会計歳入歳出決算、令和元年度上里町特別会計歳入歳出決算、令和元年度上里町水道事業決算、令和元年度上里町下水道事業決算について、各常任委員会の審査結果報告が提出されておりますので、各常任委員長より審査報告を求めます。

総務経済常任委員会委員長髙橋茂雄議員。

〔総務経済常任委員長　髙橋茂雄君発言〕

○総務経済常任委員長（髙橋茂雄君）　総務委員長の髙橋茂雄でございます。

当委員会に付託されました令和元年度上里町一般会計、国民健康保険特別会計、水道事業、下水道事業、農業集落排水事業特別会計の決算認定審査を、去る9月11日より29日までの間に、担当する課長及び担当職員の出席を求めて、歳入歳出決算書及び附属資料並びに決算説明書を基に、各課（局等）の決算内容の説明を求めました。その審査概要について、審査した順に報告いたします。

初めに、総務課について御報告いたします。

事務事業として、議会との連携により議案の上程や告示事務を行っており、また、秘書業務として、町長の日程調整や交際費の執行をしております。

年々増加する人件費を念頭に置きながら、事業実施に必要なマンパワーを確保しつつ、適正な人員配置と組織づくりに尽力されたい。

広報かみさと、ホームページ、フェイスブック等により町の情報を発信していますが、外国人への対応も強化してほしいと思います。

情報公開請求等は27件、町長への手紙受理数は45通で、いずれも適切に対応しております。

行政区とは区長を介して積極的な連携を図っており、自治総合センターの宝くじ助成は本郷地区の獅子頭の修繕を行っておりますが、過去から取り組んでいた事業ですので、引き続き努力してほしいと思います。

入札、契約、検査、行政財産事務や普通財産の貸付け、公共施設の駐車場借り上げ等を行っておりますが、駅南保留地の公売については、購入していただけるよう、さらに努力していただきたいと思います。

財産管理事業の令和元年度工事として、中央公民館駐車場整備工事、境界フェンス設置工事を実施しており、庁舎管理事業は、公用車の買替えも含め、耐用年数を考慮しながら計画的な改修を行っていただきたいと思います。なお、大規模修繕をする際には、町民ホールの照明や開閉できる窓ガラス設置なども併せて検討いただきたいと思います。

次に、税務課について報告をいたします。

令和元年度における一般会計の町税収入は40億1,583万3,534円で、前年度に比べ6,147万168円の増収となりました。

個人町民税は、納税義務者数と１人当たりの所得が増えて、税収が増えている状況です。

法人町民税は、法人数も増え、均等割、法人税割が増えており、特に、法人税割については、後半で新型コロナウイルス感染症の影響もあったと思われますが、平成30年度に引き続き企業の好景気から微増となりました。

固定資産税は、平成30年の評価替えの中間年度のため、土地が住宅分譲に伴う農地の転用や、家屋については評価替えの影響を受けずに、新築棟数は減ったものの、大型の店舗や工場の新築が相次ぎ、増収で、償却資産は企業の設備投資による償却資産が増えたことにより増収でありました。

軽自動車税は、全体的にも登録台数が増え、加えて旧税率の車両から新税率への車両への買替えが進み、税収増となっています。また、税制改正により環境性能割が増えたことも増収につながっています。

町たばこ税は、税率の引上げと健康志向の高まりなどが影響し、売上本数が落ち込み、大幅な減収となりました

結果、町税全体としては前年度に比べて1.6％の増収となっています。

また、徴収では、引き続き積極的な滞納整理を進めており、納税率が97.25％と前年度より0.55％上昇しており、平成28年度で大幅に納税率が向上した後も順調に上昇しております。不納欠損額も微増で済み、収入未済額の圧縮が進んでいます。

国民健康保険税は、収入済額5億9,435万2,452円で、前年比3,022万6,237円の大幅な減収となりました。これは、加入者数の大幅な減により、現年度調定も4,679万2,113円減少したためです。パート勤めの方の被用者保険への移行が進んでいるためと思われますが、滞納整理も進んでおり、現年、滞納繰越しを合わせた納税率が86.54％と、前年比1.40％増と向上しています。

令和元年10月1日からは、法人町民税は法人税割の税率が9.7％から6.0％に引き下げられましたが、この影響は令和２年度後半から影響が出てきますので、町税としては減収となる見込みです。

また、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和２年度は納税の猶予や国保税については減免申請も増えていて、個人町民税や法人町民税を取り巻く状況はますます厳しさを増しています。町たばこ税もこの10月から税率も引き上げられますので、販売本数はさらに減少が予想されます。

また、収入未済額となっている滞納については、納税相談や財産調査により、事情があって納められない人と、納付能力があるにもかかわらず納期内に納めない人を的確に見分け、納められない人については、税法に規定された納税緩和措置を的確に行い、公平・公正な徴収を実施していただきたい。

次に、まち整備課について報告します。

町の主要幹線道路の整備についてですが、県道上里鬼石線と藤岡本庄線の本郷交差点から児玉工業団地を結ぶ児玉工業団地アクセス道路は、平成26年度より事業着手しており、現在、児玉工業団地へアクセスする主要な道路がなく、朝夕の通勤時間帯では生活道路に通勤車両が流入する状況となっております。

本路線の整備により、上里スマートインターチェンジや国道17号など、町の北側からのアクセスが強化されるとともに、大型車や通勤車両などと生活道路利用車両との分離が図られます。令和元年度は用地取得が進められており、用地進捗率は面積ベースで約76％となっております。また、用地のまとまった一部区間について工事を実施し、町の発展や経済成長を支える重要な路線であることから、一日も早い完成に向けて、引き続き重点的に整備いただくようお願いします。

また、令和元年度より道路新設改良事業として、国道254号から県道藤岡本庄線を経由し、上里スマートインターチェンジを結ぶリバーサイドロードに着手しており、令和元年度は道路

の線形や幅員を決定するための概略設計を実施しております。

また、神保原駅北口と町道神保原・下野堂線を結ぶ駅北東通り線に着手しております。本路線の整備により、駅周辺への交通の利便性を高めることに加え、本庄市との連携や災害発生時の防災機能など都市活動を支える様々な機能の強化が図られます。令和元年度は道路の線形や幅員を決定するための概略設計を実施しております。

次に、地元住民の要望などを踏まえた生活道路の改良事業ですが、令和元年度は舗装修繕など５か所が整備されております。

次に、橋梁の維持補修ですが、町では平成25年に策定された橋梁長寿命化修繕計画に基づき、43ある５メートル以上の橋梁の維持補修を行うとのことでございます。令和元年度は１橋の補修工事を実施しました。

次に、国道、県道の整備促進ですが、直轄道路事業である国道17号本庄道路については、平成25年度に神流川橋架替え区間の整備に着手されました。令和元年度は用地買収、神流川橋上部部分の架設工事が実施されております。

神保原駅南北自由通路は完成から31年が経過し、経年劣化、損傷が見受けられることから、上り線北側階段の修繕工事を実施しました。引き続き残りの箇所についても計画的な修繕工事の実施に努めてください。

神保原駅南街区公園では、住民に身近で親しまれる公園として、令和元年６月１日にどんぐりの丘公園を開園しました。

次に、町営住宅の管理についてですが、滞納額は減少しているので、引き続き努力してほしい。

次に、上里ゴルフ場についてですが、平成21年度に県企業局から町に譲渡され、株式会社さいたまリバーフロンティアが管理許可を受けて運営しております。上里スマートインターチェンジを活用してもらえるようにＰＲに努めてほしい。

次に、産業振興課について報告いたします。

町では、上里サービスエリア周辺のこのはなパーク整備と併せ、今後も町の観光資源の発掘に努め、町外の多くの人に訪れていただけるような魅力ある取組をお願いします。

ふるさと納税事業は、令和元年度から電子決済を導入したこともあり、平成30年度と比較し、約３倍の寄附金額となりました。返礼品については、ゴルフ場プレー招待券などニューラインアップにより伸びているようです。

今後も総合政策課と連携し、特産物やイベント事業などを活用した魅力ある返礼品の発掘に努力していただきたいと思います。

農業関係の歳出歳入の決算額の増大の主な要因については、県補助金、強い農業づくり交付

金が、農業生産法人によるタマネギの集出荷、乾燥、選果、低温貯蔵機能を備えた供給センターの建設のために3億5,834万円が交付されたことによるもので、繰越し事業となりましたが、無事竣工の説明がありました。

消費生活相談は、消費生活に関する専門的な知識を有する者が相談を受け付けていますが、引き続き町民が安心して暮らせるように努力願います。

農地の集積を目的として実施している農地中間管理事業は、上里中部第４地区という名称で、関越自動車道北側からＪＲ高崎線までの勅使河原、七本木地区約147ヘクタールを設定区域として、当該区域の農地保有者と担い手農家への説明会を行い、約37ヘクタールの集積を実施しております。

遊休農地はここ数年減少傾向でありますが、農地バンクへの登録や農地中間管理事業を有効活用し、農地利用の最適化に努めていただきたいと思います。

多面的機能支払交付金事業に係る補助金交付事業について、４つの活動組織（土地改良区域を主体した団体）に対し、排水路のしゅんせつや共同作業の費用として、多面的機能支払交付金を総額で約2,010万円を交付しております。

排水路管理作業については、高齢化の影響、作業日の猛暑日等から、今後の在り方について、面積が広大であり、今後も地域の皆さんとの協力体制は不可欠であると思います。防草シートやカバープランツなど、これまでの取組実績を参考に、多面的機能支払交付金も活用しながら検討を進めていただきたいと思います。

賦課金等の賦課徴収業務については、相続等による組合員の分散化や納入意識の希薄化により、賦課金の未納者は104名で、未納額は1,031万6,112円で増加傾向にあります。

また、平成18年度より維持管理費の賦課徴収が始まり、平成26年度から特別賦課金の賦課徴収が開始されました。未納額は７名で40万8,221円となっています。未納者対策として役員による戸別訪問を実施し、未納額の減少に努めていますが、今後もたゆまぬ努力をお願いします。

次に、総合政策課について報告いたします。

行政改革推進事業については、効率的に公共施設の維持、更新を進めるため、上里町公共施設再配置・維持保全計画、本年３月に策定したとのことでしたが、避難所となる公共施設の耐震等の早期改善が必要不可欠です。

公共交通ネットワーク推進事業のこむぎっち号については、令和元年９月にはダイヤ改正を実施、その後、高齢者無料パス交付事業を新たに開始し、本年３月には上里町地域公共交通網形成計画を策定していましたが、引き続き町民の皆様が利用しやすいこむぎっち号になるように努力してほしい。

地方創生推進事業は、本年３月に第２期上里町まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定し、

このほかには、北部地方創生推進協議会において、県北７市町が若者のＵＩＪターン促進に向けて取り組んでいますが、積極的に取り組んでほしい。

総合文化センター運営事業は、一般財団法人上里町文化振興協会を指定管理者として、ワープ上里の施設管理、事務委託を実施し、町の文化振興に寄与しております。

ＯＡ推進事業は、令和元年度は、業務用端末の共同調達の実施や教育現場でのＩＣＴ環境整備に向けた検討のほか、公衆無線ＬＡＮ環境整備を実施するなど、コスト削減、またＷｉ－Ｆｉを取り入れて利便性向上に取り組んでいます。

平成30年度からの繰越し事業で、公立保育所整備事業として空の杜保育園が完成しました。

また、平成30年度における財政健全化指標の算定業務については、指標のうち、実質公債費比率は7.7％、実質赤字比率、連結実質赤字比率、将来負担比率、資金不足比率につきましては、赤字ではないため数値がありませんでした。

町の財政状況については、実質収支について、地方財政法７条の規定により、その半分を基金に積み立てているとのことでした。財政調整基金は、年度当初財源不足を補うため約２億2,000万円を取り崩しましたが、総合振興計画で掲げている標準財政規模の20％の基金残高を見据え、補正予算において約２億円の積立てを行ったとのことです。

教育施設整備基金は、取崩し額約8,800万円に対し、約2億6,000万円の積立てを行い、教育施設の維持管理に向け着実な備えを行ったことを確認しました。

減債基金については、当初予算において１億円を取り崩しましたが、年度途中の補正予算において１億円の積立てを行うなど、公債費が大きくなっている影響を考慮し、残高の維持に努めたとのことでした。

なお、地方債残高については、新規発行額が償還額を上回ったこともあり、前年度比で約3億2,000万円の増となっておりますが、公債費は前年度比で約900万円の減となっております。今後も公債費は高い水準で推移していくことが予想されるため、減債基金を有効に活用していく必要があります。

次に、上下水道課について報告いたします。

水道事業については、有収率は大きな変動はなく、令和元年度は0.66ポイント下降し、82.03％となっています。

未収金対策は、今年度は過年度滞納額が約839万円の減、現年度滞納額は約150万円の増となりましたが、今後も引き続き水道料金の未納者解消について努力をお願いいたします。

経営状況については、事業収益は前年度より約1,574万円減少いたしました。その一方で、基準内繰入れの再開や資本費平準化債の利用により、資金残高の大幅な減少を抑えております。企業債償還は平成30年度が償還のピークで、ここ数年２億円台の返済となり、資金繰りが厳し

くなるとのことです。現在行われている水道料金等審議会において、更新需要に対応できる適正な料金設定になるようにお願いいたしました。

下水道事業は、接続率を高めるための相談会を開催し、相談件数は８件、戸別訪問は112件行っているとのことでした。

接続率低迷の原因としては、供用開始の区域内住宅について、既存の合併浄化槽が十分使用でき、接続に伴う工事費の捻出に否定的な世帯もあるとのことでした。

経営状況について、下水道使用料は平成27年度以降増加し続けておりましたが、令和元年度は前年度対比で約422万円、率にして5.9％の減額となりました。減額の要因は児玉工業団地で使用量の減少による減額となっているようです。このようなことから、他会計補助金が約811万円増加いたしました。

企業債償還は平成30年度に１億円台になり、令和元年度は約1億564万円で、約456万円の増額とのことです。現在の企業債借入れで試算すると、令和15年度が1億5,500万円でピークとのことですが、今後の事業費の増加により、さらに延長され増額するものと思われます。

農業集落排水事業は、当面は一般会計から繰り入れながら、施設が老朽化する時期を見据え、今後の在り方の検討が必要と思います。

次に、くらし安全課について報告します。

防犯まちづくり事業は、本庄警察署や関係機関と連携を図り、町民が安全に安心して生活できるよう、引き続き事業を推進していただきたいと思います。

空き家対策については、空き家に関する苦情等が増えていくと思われますので、所有者に適正管理の徹底をお願いする等、良好な生活環境の確保に努めていただきたい。

災害対策事業は、台風第19号上陸時には上里町で初めて避難勧告が発令され、避難所の開設が行われました。その経験も踏まえ、現在のコロナ禍にも対応した災害対応について取組を進めていただきたい。

第53回交通安全子供自転車埼玉県大会に前年度準優勝校の神保原小学校が出場し、２年連続で準優勝の成績を収めました。本庄警察署や交通安全協会、交通指導員、地元区長、防犯パトロール隊の皆様の御協力に感謝を申し上げます。

環境衛生事業は不法投棄、公害対策事業では野焼き等の多くの苦情相談業務を行っていますが、快適で安全な町づくりを目指して努力をしていただきたいと思います。

清掃総務事業は、資源ごみの収集量が減少していますので、廃棄物の減量化、再利用、再生利用の周知徹底について、直接住民に届くような啓発活動をお願いします。

次に、会計課について報告いたします。

資金運用は今後も難しさは続くと思われますので、事業の進捗状況を見極め、安全性を重視

した的確な運用をお願いします。

埼玉県収入証紙の残高及び残枚数については、毎月ごとに整理、保管されておりますが、今後とも年間の必要数量を把握し、適正な管理をお願いします。

次に、議会事務局について報告いたします。

歳出の主なものは、議員報酬や会議録作成及び議会中継配信業務委託料となっています。令和元年度は議場音響、映像システム機器を更新し、環境の充実を図りました。

監査委員事務局は、平成30年度の決算審査及び令和元年度の定例監査、例月出納検査、代表監査委員による議会への決算意見書の報告等の補助事務を行っています。議会事務局の体制強化（職員の増員）を望みます。

なお、当委員会に付託となりました令和元年度各会計の決算認定については、一部につき認定せずとの意見もありましたが、全て認定すべきものとの意見が多数となり、認定すべきものと決定しましたので報告します。

終わります。

○議長（猪岡　壽君）　以上で、総務経済常任委員会委員長の審査報告を終わります。

次に、文教厚生常任委員会委員長仲井静子議員。

〔文教厚生常任委員長　仲井静子君発言〕

○文教厚生常任委員長（仲井静子君）　文教厚生常任委員会委員長の仲井静子でございます。

当委員会に審査の付託をされました令和元年度上里町一般会計歳入歳出決算、特別会計歳入歳出決算について、決算書及び附属資料、決算説明書等を基に説明を受け、慎重に審査を行いました。その結果、当委員会に付託となった令和元年度各会計の決算については、全て認定に資するものとしましたので御報告いたします。

それでは、各課等の概要について、審査を行った順に報告させていただきます。

初めに、町民福祉課について報告します。

戸籍関係事務では、近年窓口業務では、住民票等の不正請求の防止や、ＤＶやストーカー行為等の被害者の支援措置などに配慮した複雑な戸籍事務の取扱いが増加しています。また、昼休みの窓口業務や日曜開庁業務はかなりの町民が利用していますので、さらなる町民のサービス向上に、引き続き正確、迅速な事務処理に努めるようお願いします。

通知カード、個人番号カード交付事業は、個人番号カードの普及率は、令和２年９月６日現在で4,607枚、約14.9％と低水準で推移しています。国では令和３年３月から健康保険証としても利用開始される予定ですので、利便性も向上することから、引き続きマイナンバーカードの普及の促進に努めてください。

社会福祉総務事業は、民生委員、児童委員については、高齢化に伴う高齢者世帯の増加、貧

困など地域の課題は多く、会議への参加や見守り活動や生活困窮に関する相談など、民生委員の職務については負担軽減をはかり、活動しやすい環境づくり、支援体制づくりをお願いしたいと思います。

障害者福祉事業の障害福祉関係では、障害の種別は身体1,016人、知的251人、精神183人となっていますが、難病も障害の種別に入れるべきなので指摘しておきました。

自殺対策の取組として、自分の心の状況を知るツールとしてこころの体温計があり、アクセス数は6,570件と多くの方がメンタルチェックしています。誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現に向けて、支援体制をお願いします。

生活保護申請受付等業務では、生活保護受給者総数は273世帯371人で、高齢者世帯が50.5％を占め、年々増加しています。超高齢化が進み、今後、町の取組が大きな課題です。

児玉郡市広域市町村圏組合、老人福祉施設運営事業の余熱利用施設、湯かっこの在り方については、足の確保等の課題もあり、検討すべきとの意見がありました。今後の見直し、検討をお願いします。

プレミアム付商品券事業は、消費税引上げによる低所得者、子育て世帯の支援のため、消費を喚起することを目的として、住民税非課税者と３歳児未満の子育て世帯を合わせた5,425人が対象でしたが、引換券発送数は2,026人でした。対象者全体の37.3％という低調で、課題を残しました。

次に、子育て共生課について報告します。

子育て支援係では、10月より幼児教育・保育の無償化制度の開始に伴い、子育てのための施設等利用給付が新設され、認定から申請、給付等の事務が開始されました。

また、新たに地域子育て支援拠点が１か所増設され、妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援をするために、子育て世代包括支援センターを子育て共生課と保健センターに開設し、安心して出産、育児ができる環境づくりを引き続き関係者、関係機関とで連携を図りながら支援をお願いいたします。産後鬱病の対応も併せてお願いいたします。

放課後児童対策事業では、放課後児童クラブは町内に９か所となりましたが、待機児童は昨年度より減少しているものの発生している状況にあり、一日も早い改善をお願いします。

青少年健全育成事業では、近年増加している児童虐待については、早期発見、早期対応を心がけ、要保護児童対策地域協議会を中心に関係機関との連携を図り、児童虐待を防止するための努力をお願いいたします。

住宅資金貸付償還業務では、収入未済額が6,394万円と、なお26人の滞納者がいる状況です。完済者に対する公平性の観点からも、滞納者への適切な対応をしていただき、滞納整理のさらなる努力をお願いするとともに、滞納者の資力等を考慮した回収計画の検討をお願いいたしま

す。

男女共同参画事業では、講演会、セミナー等の啓発業務等は、男女共同参画づくりのために国際社会と共に歩むことも大切ですので、国内外の情報を積極的に収集し、男女共同参画について多くの方に御理解をしていただき、今後も男女共同参画推進センターの機能を充分に発揮できる積極的な活動をお願いします。

最後に、児童館に係る業務です。

乳幼児向けとしては、子育て支援ルームを実施し、就園前の子どものいる親子の居場所として徐々に認識され、子育て中の親の交流の場としても口コミで広がり、利用者が増えている状況です。引き続き魅力ある居場所づくりに努めてください。

続いて、健康保険課について報告いたします。

初めに、健康推進係です。

疾病の早期発見、早期治療は大切でありまして、がん検診の受診率や予防接種の接種率が伸び悩んでいる状況でした。平成30年度からがん検診の無料化の実施や勧奨方法などを工夫しているようですが、大幅な上昇に至っていないのが現状です。町としての目標値を設定し、着実な受診率向上を目指して、引き続き努力をお願いしたいと思います。

また、かかりつけ医を持つことによって重症化を抑止でき、医療費削減にも寄与することから、今後も町民に再度アピールをお願いします。

救急医療体制については広域圏での体制整備を図っています。休日急患診療や救命救急センター、小児救急医療への支援事業が実施されました。今後も住民が安心して生活できる救急医療体制の整備に取り組んでいただきたいと思います。

母子衛生事業関係では、新規事業として子育て世代包括支援センターを開設しましたが、各種子育てに関する切れ目のない支援を行うとともに、不安を抱える親のニーズを的確に捉え、そうしたニーズに対応する国の子育て支援施策を、各種補助事業の活用を視野に入れた取組を検討していただきたいと思います。

続いて、医療年金係です。

新規事業としては、平成31年４月からこども医療費の対象者を18歳まで拡大しました。

国民健康保険特別会計ですが、歳出ベースで前年度比8,508万7,000円の減、2.62％の減少となり、主な原因は被保険者数の減少によりますが、１人当たりの保険給付費は、療養給付費や高額療養費が大幅な増の影響によるものでした。保険給付費が増加するということは、大病を患う人が多くなっていると考えられますので、医療費の削減に向け、健康に関する事業の取組強化や、広報等を使って住民の皆様に情報をお伝えするよう取り組んでいただきたいと思います。

また、国民健康保険特別会計の実質収支額は黒字となっていますが、法定外の一般会計繰入金や国保税還付未済額などを差し引いた収支では赤字となっていますので、国民健康保険運営協議会において議論を重ね、令和２年度における賦課方法、税率について町長へ答申を行ったとのことでした。

最後に、後期高齢者医療特別会計ですが、超高齢化により被保険者数は増加、決算規模も年々大きくなっています。医療費と保険料のバランスは注視していかなければなりませんので、保険料徴収については負担の公平性と納付者の生活実態を勘案しながら、引き続き住民に寄り添った対応をお願いしたいと思います。

続きまして、高齢者いきいき課について報告いたします。

老人生きがい事業では、老人クラブ21単位に補助金を交付し、また、女性部の活動費として１地区当たり１万円を補助しています。また、シルバー人材センターでは、常勤職員の人件費の補助として支払っています。

老人福祉事業では、祝い金支給対象年齢を77歳、88歳、99歳に見直し、428人に敬老長寿祝い金を支給しました。また、在宅の要介護４、要介護５の高齢者を常時介護する介護者32人に、介護に対する慰労手当金、月額7,000円支給し、在宅の要介護４、要介護５の高齢者６人の方に延べ７回の訪問理美容サービスを行いました。

慰労手当は、老々介護者が増える中、自宅で介護する人の励みとなりますので、要介護３も対象に検討していただきたいと思います。

老人福祉センター運営事業では、かみさと荘は老朽化が課題となっている。利用者が減っていることについては、昨年度よりふれあいカフェを月１回開催し、利用者の増加に取り組みました。高齢者の憩いの場の在り方を早急に検討いただくよう要望いたします。

地域支援係ですが、こむぎっちちょっくら健康体操は順調に推進しています。町内28会場、52行政区で実施していますが、今後も体操の普及啓発と活動地域の拡大に取り組んでいただくようお願いします。

地域包括支援センター運営事業として、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、医療、介護、予防、住まい、生活支援が提供される地域包括ケアシステムの深化、推進をお願いします。併せて、高齢者虐待の新たな課題についても引き続き慎重な対応を希望します。

続いて、中央公民館について報告いたします。

「行政をもっと知ろう出前講座」の避難所体験編は参加人数５名と少ないが、ＰＲすべきではとの質問には、もっと参加者が増えるようＰＲをしていきますとの答え。各事業については常に創意工夫や見直しを行い、新たな利用者を開拓するような事業を積極的に行っていただき

たいと思います。

また、公民館の施設は、各館の状況を把握し、適正管理を行うとともに、今後も計画的な補修、改修等を行っていただきたいと思います。

続いて、郷土資料館について報告します。

文化財保護推進事業については、町指定の有形、無形文化財の保護をはじめ、古文書や行政文書などの調査、整理、修復作業を実施し、この中で有形指定文化財は53点が指定され、令和元年度は有形指定文化財の浅間山古墳墳丘保持事業に補助金を交付し、文化財保存、保護の活動を行いました。

遺跡保存事業では、町内に152か所ある埋蔵文化財包蔵地内における文化財保護法第93条及び94条に係る各種開発に伴う埋蔵文化財の照会、試掘、工事立会い、工事の指示などを埼玉県教育委員会と連携して実施しています。

また、出土した土器の復元や、石膏等による補強作業、図面の作成、調査報告書の原稿執筆などを実施して、令和元年度は窪前遺跡をはじめとする３遺跡の発掘調査報告書を刊行しました。

郷土資料館運営事業については、歴史資料の展示を行い、常設展示のほか年２回の特別展示を実施しましたが、今後、貴重な歴史資料展示会場として町民ホールも活用し、多くの町民に見ていただきたいとの提案がされました。

続きまして、生涯学習課について報告します。

生涯学習課では、町民一人一人が生きがいのある充実した生活を送るために、学習活動全体を支援する事業を推進しています。

生涯学習係では、町内全ての小学校で実施しているのびっ子教室は、心豊かで元気に成長できるよう、活動内容の充実に努めていただきたいと思います。

また、わんぱく合宿塾は、異年齢の仲間と４泊５日の集団生活を通して、仲間への気遣いや食事の準備、また活動のサポートをしてくれる大人への感謝を実感できるなどの貴重な体験ができる事業ですが、老朽化が進んでいる七本木公民館は検討していただき、今後もわんぱく合宿塾が継続できるよう努力していただきたいと思います。

図書館運営事業については、図書館離れが叫ばれる中、図書館に足を運んでもらうためのさらなる努力と、民間のノウハウやネットワークを生かした新たな試みやサービスを積極的に導入していただきたいと思います。

人権教育推進事業については、様々な人権問題に対し、町が主体性を持った教育、啓発のための事業を行うことで、お互いを認め合い、人権を尊重する町づくりを推進していただきたいと思います。

次に、スポーツ振興係ですが、町民体育祭や歩け歩け運動などを実施するとともに、体育関係団体の育成も行っておりますが、体育祭の在り方については見直し、検討をしていただきたい。今後も健康増進のための体操やウオーキングが活発に実施されるようにしていただきたいと思います。

それから、上里中学校校庭の夜間照明が新設され、供用開始となりましたが、より一層の有効活用に努めていただきたいと思います。

最後に、学校教育課と学校教育指導室について報告します。

学校教育課では、国の新たな子育て支援制度として、幼児教育・保育の無償化制度が令和元年10月から始まり、子育てのための施設等利用給付事業がスタートし、入園料、保育料、預かり保育料の無償化が行われました。教育は無形財産、しっかりとした計画で対応をお願いします。

学校施設整備事業では、国の補助制度、学校施設環境改善交付金を活用し、校舎等の老朽化対策として、神保原小学校と上里北中学校の改修工事及び賀美小学校と上里北中学校のトイレ改修工事が施工されました。ほかの学校も老朽化が進んでおりますので、令和元年度に策定された上里町立小・中学校長寿命化計画に基づき、児童・生徒数の将来推移や社会情勢等の変化も視野に入れ、実態に即した改修や長寿命化改修を実施していただきたいと思います。

学校教育指導室では、一昨年度より既に中学校で進めてきた学び合いを小学校にも導入し、児童・生徒の学力向上へ向け、各校の課題解決のため研究主題を掲げ、積極的に取り組んだとのことです。さらなる向上を目指して取り組むことをお願いします。

上里町教員指導力向上研修事業では、教師の指導力の向上を目指すため、大学の教授等を招聘し、校内研修会を年５回実施し、授業改善が図られました。これからも一層の成果の向上を期待します。

主要事業は、英語検定料補助、中学生体験活動研修参加者補助等や中学生学力アップ教室、新たに小学校でも開始した放課後子供学習教室（上里っ子ジャンプ教室）等であり、上里町の子どもたちの学力向上に努めています。

平成29年度から各学校に導入したコミュニティ・スクールは、学校運営協議会の計画的な開催により目標やビジョンを共有することができ、学校によっては地域を巻き込んだ取り組みが行われるようになってきているようです。

平成30年度から地域ぐるみ協議会の組織改正も行い、さらに学校と地域が連携して子どもたちの見守りを強化しています。今後も学校をより一層地域に開き、相互理解を深める中で、地域の良さを学校経営に生かす取組を一層充実させてもらえればと思います。

以上で文教厚生常任委員会に付託された令和元年度決算審査についての委員長報告といたし

ます。

○議長（猪岡　壽君）　以上で、文教厚生常任委員会委員長の審査報告を終わります。

これをもちまして、令和元年度上里町一般会計歳入歳出決算、令和元年度上里町特別会計歳入歳出決算、令和元年度上里町水道事業決算、令和元年度上里町下水道事業決算について、各常任委員会における決算審査についての委員長報告を終わります。

これより各常任委員長の審査報告に対する質疑に入ります。

質疑のある方は、各常任委員長に対し、順次発言を許可いたします。

なお、あらかじめ申し上げます。質疑は委員長の審査報告の範囲内でお願いいたします。

質疑はありませんか。

12番沓澤幸子議員。

〔１２番　沓澤幸子君発言〕

○１２番（沓澤幸子君）　３つの質問なんですけれども、共通して大体１個の内容になります。

それというのは、文教厚生常任委員長にお聞きしたいんですけれども、かみさと荘の高齢者の憩いの場の在り方を早急に検討していただきたいという報告と、公民館事業のところで、各館の状況を把握し、適正管理をお願いしたいという中で、計画的な補修、改修などを行っていただきたいというふうに述べているところと、また、わんぱく合宿の会場として、七本木公民館の利用は検討していただきたいという報告でありました。

いわゆる七本木公民館も長幡公民館も耐震診断ではＤということであります。今後、10か年計画の中で順次対応していくことにはなっていますけれども、既に公共施設の計画が25年度からいろいろな策定業務をかけながら移行している間に、もう既に老朽化が進んでいる状態であるので、わんぱく合宿の会場として使うのはふさわしくないんであろうということなんだと思うんですけれども、それでは、その順番に改修するまでの間、一般の利用者の活動をそこの館でやっていていいのか。逆に言えば、もうすぐ統廃合していく館について、大幅な安全改修が実施できるのか、それもまた非常に難しいと思いますので、どのような議論がされたのか。

例えば、審査の中で、男女共同参画センターの施設の利用状況が非常に低いことなどから、見直し全体をかけるのではなくて、危険な場所を移動することができないかなどという議論もしたと思いますので、どちらが優先なのか、どういう議論がされたのか、その１点なんですが、お願いしたいと思います。

○議長（猪岡　壽君）　５番仲井静子議員。

〔文教厚生常任委員長　仲井静子君発言〕

○文教厚生常任委員長（仲井静子君）　沓澤議員の質問に対して、老朽化が進んでいる公共施設、その中にかみさと荘と公民館も含まれるわけですけれども、これといった議論はされませ

んでしたが、要するに、町としては公共施設等の再配置計画があるわけで、その計画にのっとってやるまであと何年かかるか分からないんですけれども、前向きに計画を進めていただきたいというのはあります。町のほうも財政面からもいろいろ予定があると思うので、すぐにはできないと思うんですけれども、本当に急いでやっていただきたいというのは文教のほうの委員の全員の思いです。

わんぱく合宿塾に関しては、やはり相手が子どもですので、危険性がある建物でいかがなものかというのは、毎年これは出ています。かといって、担当課のほうも検討しているようですが、これといった公共施設が見当たらないというのも事実だと思います。

というのは、温浴施設もなくて、わんぱく合宿塾の子どもたちは、神川のお風呂とか本庄にある湯かっこを利用しているのが現状ですし、２階の畳のほうも老朽化しているということも承知しています。恐らく担当の方も承知していると思います。

それで、先ほど言いました、沓澤議員が女性センターがあまり利用されていない、空きの状態なので、公民館として利用してはいかがという意見がありましたが、これは私個人の考えですけれども、女性センターに関しては、県のほうから、当時土屋知事から１億円いただいたという経緯があります、女性センターを造るに当たって。だから、あれはなるべく本当に、これからもっと講演会等をいっぱいやっていただいて活用していただきたい施設になります。

それで、その女性センターに関しては、議員の中で議論されませんでした。

○議長（猪岡　壽君）　ほかに質疑はございませんか。

７番齊藤崇議員。

〔７番　齊藤　崇君発言〕

○７番（齊藤　崇君）　総務経済常任委員長に何点か質問させていただきます。

まず、総務課に関して、これは全てそうなんですけれども、審査していなければいないで結構なんですが、私が傍聴でできなかったことを、ちょっと決算説明書になかった部分もあるんですけれども、まず、役場の消費電力というか電力関係で、電力会社の契約について、30年度契約していた電力会社から、要するに令和元年度はほかの電力会社に契約変更したと。理由については電気料金の安さが要因と聞いています。

なぜこの料金の安さだけで電力会社を替えてしまうのか、その辺について審査をしたかどうかは分かりませんけれども、私の意見としては、こういった公共施設、町の要である役所の電力を賄うこういった会社と契約するに当たっては、やはり電力会社の体力、言い換えればいわゆる資本金、そういった大きさ、大きな体力を持っている会社と契約するのがいいのではないかと。安全というか安心面からも考えて。ということで、この料金のなぜ安さだけで電力会社を替えてしまうのかということについて審査したかどうか、まずお聞きしたいと思います。

次に、総合政策課の所管のところになると思うんですけれども、一昨年は職員に対する提案制度というのが決算説明書の中にあった。当時私がこれについて、総務委員会に属していたときに質問というか確認した経緯があるんですけれども、これが元年度の決算説明書の中にはその記述がありませんでした。

なぜこういうふうな提案制度、私にしてみると、職員の提案制度というのはすごく価値のあるものだと、職員の労働意欲を湧き立たせるというんですか、そういうふうな効力のある制度だというふうに認識しています。これなぜ令和元年度はなくなってしまったのかというか、今後これからどうしていくのか、その辺について審査したかどうかお伺いしたいと思います。

最後に、くらし安全課なんですが、台風19号の襲来で避難所等が開設されたわけですけれども、これを契機に何を学んで、今後に対する備えとして何を重点的に備えたか、その辺について、この19号を一つの材料として、今後何をすべきなのかということについて議論したかどうか、お伺いしたいと思います。

それから、防災備蓄用品、消耗品費の購入のところですけれども、災害用の非常食、購入したとありましたけれども、それぞれ飲料とか非常食、どのくらいの数を補充したのか、分かったら教えていただきたいと思います。

最後に、災害対策事業で、自主防災組織というのがあるんですけれども、この災害対策事業の中に自主防災組織についての取組について何らありませんでした。町としてこの自主防災組織を推奨しているというふうに思うんですけれども、各地区の取組や進捗が分かったら教えてください。

以上です。

○議長（猪岡　壽君）　２番髙橋茂雄議員。

〔総務経済常任委員長　髙橋茂雄君発言〕

○総務経済常任委員長（髙橋茂雄君）　齊藤崇議員の質問について御説明いたします。

最初に、電力会社の契約についてですが、電力業者は安定供給が必要不可欠ですので、入札指名業者の選定において、提供されるサービスの品質や企業の規模等に配慮し、どこが落札しても遜色のない優良企業を指名して入札で競わせているとのことです。

なお、現在は東京電力エナジーパートナー株式会社と２年契約となっております。

続きまして、職員に対する提案制度のことですが、令和元年度は未実施で、職員提案制度については、提案数の減少や提案者の固定化、実現性についての問題があるため、提案する職員の負担軽減や実現性の確保といった改善に向けて検討を行っているとのことです。

続きまして、台風19号の襲来の避難所の開設であります。

台風19号では、町始まって以来、初めての避難所開設、災害対策本部設置を経験し、その対

応に苦慮したところでありますが、人的被害がなかったことが幸いに存じます。

その中で、よくできた点、課題の洗い出しを行って、11月5日には検証会議を開き、部局横断的な情報共有を図っております。

御指摘の件については、担当課といたしましては日頃から備えるよう痛感したところで、ハード面の整備に多額の予算と時間を要することから、ソフト面の対策を強化していきたいと考えているそうです。

具体的には、防災講習会の機会を捉え、住民の自助・共助の取組を推進することです。災害時対応できる人的資源には限りがあり、住民が率先して避難所運営に協力していただけるよう、啓発に取り組んでいくとのことです。

また、防災教育の強化も図り、カリキュラムに防災に関することを取り入れることから、協力し、構築を図っていきたいとのことでした。

防災備品、消耗品の購入についてですが、アルファ米が600食、パンを528食、パスタを900食、クラッカーを500食、ビスクを840食、飲料水500ミリリットルを240本購入したとのことです。

災害対策事業の自主防災ですが、災害の種類の規模にもよりますが、災害発生時は多くのマンパワーが必要となります。避難所が開設されても運営に関わるスタッフが必要です。避難所運営は基本的には役場職員が行うことになっておりますが、地域の方の協力が必要であります。人命に関わるような緊急を要する際には、特に地域の助け合い、共助が大切であります。これらのことから、自主防災組織を大変重要な地域コミュニティーと考えているそうです。

昨年の活動状況でありますが、三田地区では防災講習会や消防施設の点検を行いました。大御堂地区では炊き出し訓練や有明の丘基幹的広域防災拠点施設の視察研修を行いました。西金地区では可搬ポンプの入替えを行いました。現在では５地区の自主防災組織が組織されており、現に活動を始めていただいているそうです。

以上です。

○議長（猪岡　壽君）　ほかに質疑はございませんか。

12番沓澤幸子議員。

〔１２番　沓澤幸子君発言〕

○１２番（沓澤幸子君）　先ほどの続きなんですけれども、いわゆる七本木公民館について、わんぱく合宿は危険だから利用しないほうがいいけれども、いい事業なのでほかで検討していただきたいということはよく分かりました。

私がお尋ねしたいのは、利用が危険だからやめたほうがいいという施設に対して、一般の住民たちが利用を続けていいのかどうかということなんです。それで、安全性に、命を守ること

が最優先ですから、今は地震がないですけれども、いつ起きるか分からないというときに、それでいいのかということと、じゃ、それと併せて、公民館施設においては、各種の各館の状況をよく把握して、適正に補修、改修を行ってほしいということになりますと、大規模改修をしないと適正に管理できないほどに老朽化していると思うんです。耐震度が足りないわけですから。

ですので、それを、配置計画をまず待っていて安全なのかどうか。二重投資として、大規模改修を図って数年後にはまた潰すということがあっていいのかどうかという、そういう非常に難しいことが提起されましたので、審査の過程でもそういう議論もされたわけなんですけれども、命を守ることが最優先すべきというふうに思いますので、その点については非常に重い課題ですので、文教厚生常任委員会だけにその任を負わせるという気持ちもないんですけれども、あえて聞くことによって執行者側にも考えていただきたいなということを込めて、再度質問させていただきました。

○議長（猪岡　壽君）　５番仲井静子議員。

〔文教厚生常任委員長　仲井静子君発言〕

○文教厚生常任委員長（仲井静子君）　沓澤議員の質問に対し、やはり常任委員会でも、公共施設等の再配置計画に基づいて、一日も早く、公民館にしてもかみさと荘、保健センター、町民福祉センター、老朽化が、もう40年以上たっていますので、極力早い時点で計画を立てて実施していただければありがたいと思います。

本当に、今度大きな台風が来たらあの建物はどうなってしまうんだろうと、絶えず心配していますので、町民の方皆さんが心配していますので、道路も大切なことですけれども、公共施設については、町民に明るいニュースが届くような決定をしていただければと思います。

○議長（猪岡　壽君）　ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（猪岡　壽君）　質疑がないようですので、各常任委員長の審査報告に対する質疑を終了いたします。

日程第14、町長提出認定第１号　令和元年度上里町一般会計歳入歳出決算認定について、これより討論に入ります。

まず、認定に反対の方の発言を許可いたします。

12番沓澤幸子議員。

〔１２番　沓澤幸子君発言〕

○１２番（沓澤幸子君）　議席番号12番、日本共産党の沓澤幸子です。

認定第１号　令和元年度上里町一般会計歳入歳出決算認定に反対の討論を行います。

2019年度上里町一般会計の歳入総額は110億3,592万8,205円、歳出合計は104億3,375万156円、翌年度に繰り越すべき財源を差し引いた実質収支額は5億6,415万3,049円でした。

町の歳入全体に占める町民税の個人町民税は17億6,692万7,727円で、前年度より4,970万8,000円増となり、個人町民税の１人当たりの所得平均は前年より少し増額し、274万9,967円になりましたが、所得税割で300万円以下の割合は37.3％を占め、依然として県内63自治体中56位という状況であり、住民の所得水準の低さが顕著です。

また、町税の不納欠損額は前年度より300万円ほど増額の2,187万円でした。住民の暮らし向きは改善しない中、10月から消費税が増税されました。

一方、町の財政状況はというと、年度末基金残高は48億5,582万8,000円、定額運用基金を除いた基金総額は44億8,790万円と、前年度より3億6,809万円増額となりました。

公債費は2018年度をピークに、決算年度は8億7,290万3,000円であり、今後も同水準が続くとのことですが、実質公債費比率は7.7％、実質赤字比率、連結実質赤字比率、将来負担比率なども黒字のため数値はなく、財政状況は健全ということになります。

財政状況も悪くなく、5億6,415万円を繰り越す黒字でしたが、子育て日本一を掲げた町長の２年目も、公約の学校給食費無料化は実現されませんでした。

10月から幼児教育・保育の無償化が開始されたことにより、保育所及び幼稚園に対する国・県の負担が増え、長年町が国基準の高い保育料負担を軽減するために支出してきた費用が不要となることから、2019年度は半年間で、保育所関係で1,800万円、幼稚園関係で1,350万円、合わせて3,150万円が不要となりました。

子ども医療費の無料化にかかった費用は1億1,029万9,000円で、新たに無料となった高校生の医療費負担は800万円でした。当初予定より1,200万円ほど少なくなりましたので、それらを合わせると4,350万円になります。学校給食費の無償化に係る経費は、半年間の無償化で5,608万円であり、ほぼ賄える金額です。

町長は、一度始めたら継続しなければならないので慎重に検討したいと言い、子育て支援を進めず、高齢者に対しては僅かな祝い金の対象年齢を77歳、88歳、99歳に絞って縮小しました。

一方で、新設道路建設に向けた事業が目立ちました。国道254号から上里スマートインターチェンジを結ぶリバーサイドロードと、神保原駅北口と町道神保原下野堂線を結ぶ駅北東通り線の道路の概略設計委託業務を同年度に発注していますが、リバーサイドロードについては、並行する町道藤木戸勝場線の整備を何人もの議員が求めているところです。駅北東通り線については、駅北町づくり協議会に向けて発起人会が発足されたばかりであり、具体的な協議も始まらないうちの委託は大変疑問です。

新設道路整備事業は、平成26年度から進行中の児玉工業団地アクセス道路が、通学路の安全

確保からも早急に進める事業の一つです。新設道路整備以外の既存道路の維持補修も進まず、通学路の側溝に蓋がない地域や歩道のない危険な道路も多々見受けられる現状です。請願・陳情道路もたくさん残っています。安全な生活道路の維持補修整備の推進を図る必要からも、新設道路はお金も時間もかかるため、計画的に進める必要があると思います。

次に、ごみ問題ですが、ＳＤＧｓの取組としても重大な資源の分別、リサイクルは、住民の協力を求めやすい事業の一つですが、第２次上里町環境基本計画の目標に照らしても、ごみの減量化が進んでいません。

町長が掲げた子育て日本一、ごみゼロ宣言、道路元年のうち、力が入っているのは道路政策だけのように思います。住民の暮らし第一、少子高齢化に向かう社会は持続可能な社会への転換が求められています。

今年度作成された公共施設再配置維持保全計画に基づいて、計画的な公共施設整備も控えています。この計画は、平成25年度の公共施設白書の策定や劣化調査業務委託など様々な計画を重ねている間、耐震に問題がある施設に手をつけないできたため、安全性の問題を抱えたまま使用している重大な問題も残っています。

何よりも少子高齢化社会に向かい、医療、福祉の充実と子育てや教育費の軽減がますます求められているところです。無利子で借りられる奨学資金貸付事業についても、所得制限として生活保護の1.8倍を基準にしているとのことですが、所得制限が導入されてから利用者が減り続け、運用資金に余力が出ています。高額所得者には必要ない制度ですが、対象基準をもう少し緩和させ、利用しやすい制度にする必要があると考えます。

また、町民福祉課で実施しているマイナンバー制度事業は国が強力に進めている事業であり、町でやめることはできませんが、年度末のカード交付総数は3,720件、11.95％であり、住民感覚と国との乖離がある事業と言わなければなりません。

さらに、住宅資金貸付事業の未済額については、同和対策事業として行われたものであり、債権者に対し、最後までしっかりと返済を求めることが必要です。

町民が払い切れなくて税金を滞納した場合でも、督促状が必ず定期的に送られ、分納誓約が求められます。借りたものを返すのは当然のことですので、借りた本人はもとより、連帯保証人、相続人に対しても毅然とした対処を求める必要があると思います。

以上を指摘いたしまして、2019年度上里町一般会計歳入歳出決算に反対といたします。

○議長（猪岡　壽君）　暫時休憩いたします。再開は14時ちょうどからといたします。

午前１１時５３分休憩

午後２時００分再開

○議長（猪岡　壽君）　休憩前に引き続き、討論を続行いたします。

次に、認定に賛成の方の発言を許可いたします。

４番飯塚賢治議員。

〔４番　飯塚賢治君発言〕

○４番（飯塚賢治君）　４番、公明党の飯塚賢治です。

令和元年度上里町一般会計歳入歳出決算認定について、賛成の立場から討論を行います。

令和元年度の国内経済の状況を見ると、海外経済の減速等を背景に、外需が弱いものの、雇用、所得環境の改善により内需を中心に穏やかな回復が見られた年でありました。今後も続くことが期待されるものの、消費税率引上げ後の経済動向を注視するとともに、総合経済対策の円滑かつ着実な実施により、海外発の下方リスクによる悪影響に備える必要があります。

上里町の令和元年度決算の状況を見ると、堅調な国内経済を反映し、歳入歳出ともに前年度を上回る決算となりました。

歳入面で見ると、町税が増額となったほか、空の杜保育園建設に伴う町債や県支出金などが増額となっています。収入総額としましては、前年度に対して8億3,353万4,140円、約8.2％の増額となっています。

また、歳入面の特徴としましては、町税の収入未済額の減少が見られました。前年度に対して約2,450万円、21.1％の減額とのことで、これは税務課による適正な賦課徴収の努力の結果と理解いたします。

税収の増額や収入未済額の減少など、歳入面に改善が見られたことは喜ばしいことですが、今後は新型コロナウイルス感染症の影響により町税は減少していくものと予想されます。上里サービスエリア周辺の産業団地の活性化や企業誘致などによるさらなる町内の産業発展を期待するとともに、適正な賦課徴収事務についても引き続き特段の努力をお願いしたいと思います。

歳出面においては、公共施設等用地取得及び施設整備基金の積立てなどによって、総務費が前年度に対し約2億4,700万円の増額、３か年計画の２年目である防災行政無線のデジタル化事業に伴い、消防費が前年度に対し約5,300万円の増額となりました。

また、規模の大きかった事業として、空の杜保育園の建設工事が実施されたことにより、民生費が前年度に対し2億9,600万円程度増加しています。

児玉工業団地アクセス道路事業として、用地取得、不動産鑑定や補償費の支払い、各種工事が行われたことにより、土木費が前年度に対し約1億6,500万円の増額となりました。この道路の整備により交通環境が飛躍的に改善されることが期待できるので、より一層の事業推進に努められますようお願いいたします。

医療面では、子ども医療費支給制度の対象年齢について、15歳までを18歳までに改正が行わ

れました。また、救急医療体制事業では、関係市町と連携し、休日急患診療所の運営や救命救急センター運営の支援、小児救急医療への支援事業が実施されました。緊急医療体制の整備は町民の安全・安心に関わる大切な事業であります。継続的に実施されますようお願いいたします。

母子衛生事業では、不妊治療費助成事業をはじめ、専門家による発達相談事業など様々な取組が行われました。町民が安心して出産や子育てができる環境にはこのようなソフト事業も重要であります。保育園や児童館施設の充実などハード事業と併せ、これらのソフト事業も一層の充実を期待いたします。

健康推進事業では、令和元年度から実施されている、たまる健幸マイレージ事業について、登録者数の伸びからもさらなる期待が膨らむところですが、今後も上里町健康づくり推進総合計画に基づき、町民の健康長寿命化対策を進めていただきたいと思います。

児童福祉面につきましては、子育てや教育に係る費用負担の軽減や少子化対策の観点から、幼児教育・保育の無償化を実施いたしました。

公立保育園整備事業は、空の杜保育園の建設が完了し、令和２年４月に開園いたしました。子育て支援日本一の町を目指し、子ども・子育て支援対策にはより一層取組の強化をお願いいたします。

教育関係事業につきましては、神保原小学校、北中学校において教育環境改善に向けた校舎棟の改善工事が行われました。他の小学校においても老朽化が見られることから、総合的な長寿命化の検討を行い、子どもたちが安心して学べる環境づくりには特段の努力をお願いいたします。

また、上里中学校夜間照明施設設置工事の完了により校庭の夜間利用が可能となりました。町民体育祭の練習など町民の健康づくりの場として利用されることを期待いたします。

上里町の今後の財政見通しとしては、高齢化率の上昇による社会保障費の増加や公共施設の老朽化対策など、増加が見込まれる事業が数多くあります。増加が見込まれるからといっても、既存事業の縮小あるいは廃止については慎重に進めていくことが肝要であります。

このような状況の中、行財政運営に当たっては、第５次上里町総合振興計画や上里町まち・ひと・しごと創生総合戦略など、根本となる行政計画に基づき、未来を、将来を見据えた積極的な取組をお願いするものであります。

最後に、限られた財源の中で最大級の効果を発揮し、選ばれる町、住み続けたい町の実現に向け、執行者並びに職員にはさらなる努力をお願いして、令和元年度一般会計歳入歳出決算認定の賛成討論といたします。

○議長（猪岡　壽君）　ただいま認定に反対の討論、それと賛成の討論が出ておりますが、ほ

かに討論はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（猪岡　壽君）　討論はないようですので、これで討論を終了いたします。

これより認定第１号　令和元年度上里町一般会計歳入歳出決算認定についての件を起立により採決いたします。

本決算は認定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（猪岡　壽君）　起立多数であります。

よって、令和元年度上里町一般会計歳入歳出決算についての件は認定することに決定いたしました。

日程第15、町長提出認定第２号　令和元年度上里町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

12番沓澤幸子議員。

〔１２番　沓澤幸子君発言〕

○１２番（沓澤幸子君）　議席番号12番、日本共産党の沓澤幸子です。

認定第２号　令和元年度上里町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定に反対の討論を行います。

2019年度の上里町国民健康保険特別会計は、都道府県化され２年目に当たります。歳入総額は32億5,996万1,000円で、前年度より3.1％減となりました。これは加入者の減少による保険税の減少で、5億9,453万2,000円でした。保険税の不納欠損額は1,208万9,000円、収入未済額は1,501万6,000円と前年度よりいずれも減少しました。

歳出総額は31億6,502万6,000円で、こちらも前年度と比べ2.6％減でした。歳出の68.3％は保険給付費であり、県への納付金と合わせると歳出全体の93.1％に当たります。

国保加入者の世帯当たりの所得平均は前年度より減少しており、低所得者の割合が一層増えています。広域化の下で一般会計からの法定外繰入れをなくす動きの中で、現在でも所得に対して重過ぎる保険税が一番の重大課題でありますが、決算年度においてはさらに値上げのための審議会が開催されました。また、資格証明書の発行がゼロになりましたが、短期保険証は相変わらず郵送ではなく窓口渡しになっていることの改善を求めたいと思います。

国民健康保険法第１条、目的では、国民健康保険事業の健全な運営を確保し、もって社会保障及び国民保健の向上に寄与することとなっています。事業主負担がない国民健康保険特別会計において、健全な運営の確保は公費負担の導入しかありません。

以上指摘し、2019年度上里町国民健康保険特別会計歳入歳出決算について反対といたします。

○議長（猪岡　壽君）　ほかに討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（猪岡　壽君）　ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより認定第２号　令和元年度上里町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についての件を起立により採決いたします。

本件は認定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（猪岡　壽君）　起立多数であります。

よって、令和元年度上里町国民健康保険特別会計歳入歳出決算についての件は認定することに決定いたしました。

日程第16、町長提出認定第３号　令和元年度上里町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

12番沓澤幸子議員。

〔１２番　沓澤幸子君発言〕

○１２番（沓澤幸子君）　議席番号12番、日本共産党の沓澤幸子です。

認定第３号　令和元年度上里町介護保険特別会計歳入歳出決算認定に反対の討論を行います。

2019年度介護保険特別会計は第７期介護保険の２年目となります。10月からの消費税増税と引換えに、低所得者階層の介護保険料の軽減が拡大しました。このことは大変良いことですが、消費税の負担増のほうが重くなっています。

保険料は３年ごとに見直され、負担増を繰り返し、制度発足以来、利用料は１割負担が原則でしたが、２割負担が導入され、2018年度からは３割負担も導入されました。高齢者の生活実態に合わない負担増が進み、安心の介護保険制度になっていない制度上の問題を指摘して、反対としたいと思います。

○議長（猪岡　壽君）　ほかに討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（猪岡　壽君）　ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより認定第３号　令和元年度上里町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についての件を起立により採決いたします。

本決算は認定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（猪岡　壽君）　起立多数であります。

よって、令和元年度上里町介護保険特別会計歳入歳出決算についての件は認定することに決定いたしました。

日程第17、町長提出認定第４号　令和元年度上里町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

12番沓澤幸子議員。

〔１２番　沓澤幸子君発言〕

○１２番（沓澤幸子君）　議席番号12番、日本共産党の沓澤幸子です。

認定第４号　令和元年度上里町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定に反対の討論を行います。

後期高齢者医療保険会計の歳入の71.7％を占める保険料は、被保険者の増加により2億233万9,000円、前年度より９％増となりました。

後期高齢者医療保険制度は、発足当時から75歳以上という年齢で区別してきました。医療費の増加に合わせ、２年ごとに保険料の見直しがされ、保険料は所得割が7.96％、均等割が4万1,700円となっています。また、均等割については９割軽減が、段階的な軽減税率の縮小によって2020年度をもって廃止されることになっています。

こうしたことから加入者の負担増が増しておりますので、このことは重大であり、以上をもって反対としたいと思います。

○議長（猪岡　壽君）　ほかに討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（猪岡　壽君）　ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより認定第４号　令和元年度上里町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についての件を起立により採決いたします。

本決算は、認定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（猪岡　壽君）　起立多数であります。

よって、令和元年度上里町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算についての件は認定することに決定いたしました。

日程第18、町長提出認定第５号　令和元年度上里町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（猪岡　壽君）　ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより認定第５号　令和元年度上里町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定についての件を起立により採決いたします。

本決算は、認定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（猪岡　壽君）　起立全員であります。

よって、令和元年度上里町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算についての件は認定することに決定いたしました。

日程第19、町長提出認定第６号　令和元年度上里町水道事業剰余金の処分及び決算の認定について、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（猪岡　壽君）　ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより認定第６号　令和元年度上里町水道事業剰余金の処分及び決算の認定についての件を起立により採決いたします。

本決算は、認定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（猪岡　壽君）　起立全員であります。

よって、令和元年度上里町水道事業剰余金の処分及び決算についての件は認定することに決定いたしました。

日程第20、町長提出認定第７号　令和元年度上里町下水道事業決算認定について、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（猪岡　壽君）　ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより認定第７号　令和元年度上里町下水道事業決算認定についての件を起立により採決いたします。

本決算は、認定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（猪岡　壽君）　起立全員であります。

よって、令和元年度上里町下水道事業決算についての件は認定することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。準備が整い次第再開しますので、議員の皆様はその場でお待ちください。

午後２時２０分休憩

午後２時２２分再開

○議長（猪岡　壽君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程の追加について

○議長（猪岡　壽君）　お諮りいたします。

ただいま町長から議案第69号　教育委員会委員の任命についての件が提出されました。

この際、これを日程に追加し、日程の順序を変更し、直ちに議題といたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（猪岡　壽君）　御異議なしと認めます。

よって、議案第69号　教育委員会委員の任命についての件を日程に追加し、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

◎日程第２３　議案第６９号　教育委員会委員の任命について

○議長（猪岡　壽君）　日程第23、議案第69号　教育委員会委員の任命についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

町長。

〔町長　山下博一君発言〕

○町長（山下博一君）　御提案申し上げました議案第69号　教育委員会委員の任命についての提案説明を申し上げます。

現委員の島﨑勝氏が本年11月19日をもちまして任期満了となります。したがいまして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第４条第２項の規定により新たな委員を任命したいので、議会の同意をいただきたく、ここに御提案申し上げる次第でございます。

御提案申し上げます新しい教育委員に、大字七本木3330番地19在住の岸本真紀氏、昭和39年6月25日生まれ、現在56歳でございます。

岸本氏の経歴につきましては、昭和60年3月に短期大学を卒業され、昭和61年4月より民間企業に就職されました。平成７年からは介護老人保健施設に勤務し、その後、平成26年より認定

ＮＰＯ法人の小規模多機能型居宅介護施設の管理者、ケアマネジャーとして勤務しております。また、平成27年４月に放送大学に入学され、４年間仕事と学問の両立を図りながら、平成30年に卒業されました。また、平成22年から現在まで上里町スポーツ推進委員を務め、町のスポーツ振興に御尽力をされてこられました。

以上のように、人格、識見はもちろんのこと、長年の福祉経験等から、教育委員会委員として岸本氏が適任であると考えますので、御提案申し上げる次第でございます。

慎重に御審議いただき御議決を賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（猪岡　壽君）　これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（猪岡　壽君）　質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（猪岡　壽君）　ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより議案第69号　教育委員会委員の任命についての件を起立により採決いたします。

本件はこれに同意することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（猪岡　壽君）　起立全員であります。

よって、本件は同意することに決定いたしました。

ただいま町長より発言の許可を求められております。

町長の発言を許可いたします。

町長。

〔町長　山下博一君発言〕

○町長（山下博一君）　議員の皆様におかれましては大変お疲れさまでした。

本定例会に提出しました条例改正、一般会計補正予算、特別会計補正予算、各決算認定、人事案件につきまして、慎重に御審議の上、御議決を賜り、厚く御礼申し上げます。ありがとうございました。

台風シーズンを迎えましたが、昨年10月の台風19号を教訓に、迅速かつ万全の体制が取れるよう、職員と共に一丸となり非常時体制を整備してまいります。

また、新型コロナウイルス感染症対策では、引き続き町民の安心・安全を第一に、感染拡大

の防止と町内経済の平常化のため、施策の充実を図ってまいりますので、御理解、御協力のほどよろしくお願い申し上げます。

最後に、日夜感染リスクと向き合いながら必死で治療に当たっている医療従事者の皆様、企業や飲食店をはじめそれぞれの立場で感染予防に努めてくださっている皆様、また、町民生活のため日々様々な対応をしている役場の職員の皆さんにも、ここで改めて感謝を申し上げます。

夏の暑さがすっかり影をひそめ、最近は過ごしやすい日々が続いておりますが、議員の皆様におかれましてはくれぐれも健康に御留意いただき、引き続き町政の発展、推進に格段の御支援、御協力をお願い申し上げまして、お礼の挨拶とさせていただきます。大変ありがとうございました。

○議長（猪岡　壽君）　暫時休憩いたします。議員はそのままお待ちください。

午後２時２８分休憩

午後２時３０分再開

○議長（猪岡　壽君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第２１　特別委員会委員長報告について

○議長（猪岡　壽君）　日程第21、特別委員会委員長報告についての件を議題といたします。

これより各特別委員会委員長より、各特別委員会の現在までの調査研究経過報告を求めます。

最初に、議会活性化特別委員会委員長、納谷克俊議員。

〔議会活性化特別委員長　納谷克俊君発言〕

○議会活性化特別委員長（納谷克俊君）　議席番号11番、議会活性化特別委員会委員長の納谷克俊です。

付議事件に対して、前期定例会以降今日まで、第24回から第28回までの５回の特別委員会を開催し、引き続き調査研究を行ってまいりましたので、その概要を御報告させていただきます。

初めに、第24回委員会についてですが、６月定例会閉会後の6月15日月曜日午前11時18分から全員協議会室において開催をいたしました。

協議事項は、議会基本条例等素案の検討についての予定でありましたが、前回委員会において総合政策課から、町におけるデジタル行政の実現に向けた今後の取組についての説明及び質疑を行った内容を基に、議会におけるペーパーレスシステムやタブレット端末導入について協議をいたしました。

委員からは、執行部と同時に導入したほうがよいのではないか、既に個人調達したものは無駄にならないのか、個人での持込みは可能か、町と併せてレンタルとするほうがよい等々の意

見が出されました。

また、前回委員会において検討していた、町におけるタブレット端末の早期導入を議長名において要望することについて合意したところであります。

次に、第25回委員会についてですが、去る7月15日水曜日午前９時から全員協議会室において開催をいたしました。

協議事項は、タブレット端末についてと議会基本条例等素案への検討についてでありました。

タブレット端末については、6月24日付で町長に対してタブレットによる情報通信システム導入検討の要望についてを議長名で提出したことに対する町長の回答について、事務局より説明を受け、導入に向けたタイムスケジュール、機種及び導入費用などについて協議いたしました。

９月定例会においての補正予算の計上、12月頃の導入予定、管理システムの運用方法等について確認したところであります。

議会基本条例等素案の検討についてでは、これまでに合意を得られた条例案について、改めて表現の見直し、字句の訂正などを行いました。

また、合意が見られていない議会議決案件の範囲について及び政務活動費関連については、次回委員会時に継続して協議することとなりました。

続いて、第26回委員会についてですが、去る8月17日水曜日、議会運営委員会終了後の午前10時55分から全員協議会室において開催をいたしました。

協議事項は、タブレット端末についてと議会基本条例等素案の検討についてでありました。

タブレット端末については、議会及び執行部におけるタブレットの導入台数、機種別のレンタル料、保証やセキュリティーなど附帯費用、ソフトウエア選定におけるスケジュール管理機能付加の必須条件などについて確認及び議論がなされました。

議会基本条例等素案の検討については、前回委員会から継続協議となっていた議会議決案件の範囲について及び政務活動費関連について、さらなる協議により一定の合意が得られたところであります。

続いて、第27回委員会についてですが、今期定例会会期中の9月16日水曜日、公共交通等対策特別委員会終了後の午前10時５分から全員協議会室において開催をいたしました。

協議事項は、タブレット端末についてと議会基本条例等素案の検討についてでありました。

タブレット端末についてでは、今後の指名選考委員会の開催から入札、契約までのタイムスケジュールについて、議会事務局長より説明を受けました。

議会基本条例等素案の検討については、前回委員会までに合意を得られた条例案について、全ての条文の読み合わせをし、重複する表現の見直し、字句の訂正などを行いました。当委員

会としての条例案をここで確定したところであります。この案をもって直近の議員全員協議会で報告することといたしました。

なお、前文と条文解説については、今後関連条例案の策定とともに検討することとなりました。

最後に、第28回委員会についてですが、今期定例会期中の9月30日水曜日午前９時から第３委員会室において開催をいたしました。

協議事項は、上里町議会議員政治倫理条例案についてでありました。

先進自治体議会の議員政治倫理条例を参考に、議会基本条例案との整合性を図りつつ、上里町議会に最適な実効性のある議員政治倫理条例を作成するため、お示しをした条例案を基に熱心な議論が展開をされました。

守秘義務規定の明文化、一部事務組合の取扱い、審査請求手続に関する事項など、次回委員会までの課題をまとめたところであります。

次回以降は上里町議会議員政治倫理条例案の確定、傍聴条例案、委員会条例案など関連条例案の協議を始めていくところを確認したところであります。

当特別委員会も発足から２年が経過をいたしました。今年度内には関連条例案をまとめ、かつペーパーレス会議もスタートできるよう、引き続き調査研究を継続してまいりますので、よろしくお願いいたします。

以上で、議会活性化特別委員会調査研究報告といたします。

○議長（猪岡　壽君）　続いて、公共交通等対策特別委員会委員長、沓澤幸子議員。

〔公共交通等対策特別委員長　沓澤幸子君発言〕

○公共交通等対策特別委員長（沓澤幸子君）　議席番号12番、公共交通等対策特別委員会委員長の沓澤幸子です。

前期定例会以降の公共交通等対策特別委員会について報告をいたします。

第10回特別委員会は、6月24日水曜日午前９時より開催いたしました。

協議事項はアンケートについてです。

コロナウイルス感染防止で先送りしていたアンケートについて、項目のチェックとアンケート調査の取り方について協議しました。

この時点では７月から公共施設利用が再開となる見通しがあったため、１つは、地域のこむぎっちちょっくら体操やグラウンドゴルフ等の集まりに議員が出向いて依頼する方法、２つとして、公民館など公共施設においてもらう方法、３として、各議員が自宅近くに手配りをすると同時に、長幡地域は分科会Ａ、賀美地域は分科会Ｂが担当して配布することとしました。また、無差別に配布することから、対象年齢を絞らないアンケートにすることにしました。

第11回特別委員会は、7月17日金曜日午前９時より開催いたしました。

当初予定であったアンケート配布を始める予定でしたが、７月１日から町内に相次ぐコロナウイルス感染が確認されたことにより、公共施設の再開が延長され、地域の活動も自粛状態が続く下で、対面によるアンケートの実施や手配りも控えたほうがよいだろうという判断の下で、再度アンケートの取組について議論をいたしました。

その結果、全て郵送で取り組むこととなりました。また、郵送に当たっては、対象者を絞ることが可能なため、当初の予定であった高齢者を対象にすることとなりました。そのため、アンケートの内容を再度高齢者対象に見直すことになりました。

コロナ禍の中で手配りの予定であったアンケートが郵送ということで、経費が発生する取組になると同時に、内容そのものも口頭で何点か聞こうという発想から、じっくり答えてもらえるものにしようという方向に変わり、アンケート内容も大きく見直しされました。

また、住民情報について、60歳以上という年齢を指定した抽出を依頼してよいものかどうか相談する中で、議会だよりに入れて実施してはどうかとのアイデアをいただきました。

第12回特別委員会は、９月議会中の9月16日水曜日午前９時から開催いたしました。

９月だよりの編集は既に終わっていたため、12月議会だよりにアンケートを入れる方法で取り組むことを提起しました。アンケートが見落とされてしまわないか、回収率が落ちてしまわないかなど心配する意見も出ましたが、反対する委員はなく、議会が取り組む初めてのアンケートは、12月1日発行の議会だよりに差し込んで実施することになりました。

また、郵送のほかに、来庁のついでに投函できるように、役場の入り口にアンケートボックスも設置することとしました。

６月議会以降の３回の委員会は、コロナウイルス対策等によりアンケートの取り方が二転三転し、それに合わせ、対象年齢の変更などによるアンケート内容の見直しを行ってきましたが、議会だより発行まで期日がありますので、より良いアンケートになるよう見直しをかけ、実施していくことといたします。

また、必要に応じ分科会の開催もしていきます。そのため、引き続き調査研究を継続していきたいと思いますので、お願いしたいと思います。

以上で報告といたします。

○議長（猪岡　壽君）　以上で、各特別委員会委員長の調査研究経過報告を終わります。

この際、各特別委員会委員長の調査研究経過報告に対して質疑があれば、順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（猪岡　壽君）　質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

各特別委員会委員長に申し上げます。

今期定例会に調査研究終了の報告がありませんので、引き続き調査研究をお願いいたします。

以上で、特別委員会委員長報告を終了いたします。

◇

◎日程の追加について

○議長（猪岡　壽君）　お諮りいたします。

ただいま新井實議員ほか２名から、意見書第13号　新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書（案）についての件、次に、沓澤幸子議員ほか３名から、意見書第14号　容器包装リサイクル法の見直しを求める意見書（案）についての件、次に、沓澤幸子議員ほか２名から、意見書第15号　少人数学級の早期実施を求める意見書（案）についての件、以上３件が提出されました。

この際、これを日程に追加し、直ちに議題といたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（猪岡　壽君）　御異議なしと認めます。

よって、意見書第13号　新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書（案）についての件、意見書第14号　容器包装リサイクル法の見直しを求める意見書（案）についての件、意見書第15号　少人数学級の早期実施を求める意見書（案）についての件、以上３件を日程に追加し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

◇

◎日程第２４　意見書第１３号　新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書（案）について

○議長（猪岡　壽君）　日程第24、意見書第13号　新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書（案）についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び意見書の説明を求めます。

14番新井實議員。

〔１４番　新井　實君発言〕

○１４番（新井　實君）　意見書第13号　新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書（案）。

上記の意見書案を次のとおり会議規則14条の規定により提出します。

令和２年10月６日。提出者、新井實。賛成者、仲井静子、同、髙橋茂雄。

上里町議会議長、猪岡壽様。

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書（案）。

新型コロナウイルス感染症の拡大は、甚大な経済的・社会的影響をもたらしており、国民生活への不安が続いている中で、地方税・地方交付税等の一般財源の激減が避け難くなっている。

地方自治体は、福祉・医療、教育・子育て、防災・減災、地方創生、地域経済活性化、雇用対策など喫緊の財政需要への対応をはじめ、長期化する感染症対策にも迫られ、今後の地方財政は、かつてない厳しい状況になることが予想される。

よって、国においては、令和３年度地方財政対策及び地方税制改正に向け、下記事項を確実に実現されるよう、強く要望する。

記

１　地方の安定的な財政運営に必要な地方税、地方交付税等の一般財源総額を確保・充実すること。その際、臨時財政対策債が累積することのないよう、発行額の縮減に努めるとともに、償還財源を確保すること。

２　地方交付税については、引き続き財源保障機能と財源調整機能が適切に発揮できるよう、総額を確保すること。

３　令和２年度の地方税収が大幅に減少することが予想されることから、万全の減収補填措置を講じるとともに、減収補填債の対象となる税目についても、地方消費税を含め弾力的に対応すること。

４　税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系の構築に努めるとともに、国税・地方税の政策税制については、積極的な整理合理化を図り、新設・拡充・継続に当たっては、有効性・緊急性等を厳格に判断すること。

５　特に、固定資産税は、市町村の極めて重要な基幹税であり、制度の根幹を揺るがす見直しは、家屋・償却資産を含め、断じて行わないこと。また、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として講じられた特例措置は、本来国庫補助金等により対応すべきものであり、今回限りの措置として、期限の到来をもって確実に終了すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和２年10月６日。

埼玉県児玉郡上里町議会。

出席の議員の皆様には御協力のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（猪岡　壽君）　これで提案理由の説明及び意見書の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

７番齊藤崇議員。

〔７番　齊藤　崇君発言〕

○７番（齊藤　崇君）　１点教えてください。不勉強で分からないので。

記の３番の減収補塡債というのは初めて聞くんですけれども、これどういうものか説明していただけますか。

○議長（猪岡　壽君）　14番新井實議員。

〔１４番　新井　實君発言〕

○１４番（新井　實君）　減収を補うための起債だと思いますけれども、よろしくお願いします。

○議長（猪岡　壽君）　ほかに質疑等ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（猪岡　壽君）　質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（猪岡　壽君）　ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより意見書第13号　新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書（案）についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（猪岡　壽君）　起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

―――――――――――――――――――◇―――――――――――――――――――

◎日程第２５　意見書第１４号　容器包装リサイクル法の見直しを求める意見書（案）について

○議長（猪岡　壽君）　日程第25、意見書第14号　容器包装リサイクル法の見直しを求める意見書（案）についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び意見書の説明を求めます。

12番沓澤幸子議員。

〔１２番　沓澤幸子君発言〕

○１２番（沓澤幸子君）　12番の沓澤幸子です。

意見書第14号　容器包装リサイクル法の見直しを求める意見書（案）について、文書を読み上げて提案説明とさせていただきます。

容器包装リサイクル法の見直しを求める意見書（案）。

海洋ごみ問題、地球温暖化など、生活環境や国民経済を脅かす地球規模の課題が一層深刻さを増す中、限りある資源を有効に活用する循環型社会の構築、廃棄物処理問題は重要課題であり、家庭から排出されるごみの容積比の六割を占める容器包装廃棄物の発生抑制及びリサイクルの促進は不可欠です。しかし、現行の容器リサイクル法は、経費負担の大きい収集、運搬、分別、保管等を自治体の責務とし、経費負担の少ない再商品化義務を事業者にしているため、事業者によるワンウェイ容器の大量生産・大量消費がつづいています。循環型社会の構築には、生産・消費・廃棄のサイクルにおいて、まずは、リデュース（発生抑制）、次にリユース（再利用）、さらにリサイクル（再生利用）の優先順位にしたがい実効性を確保していく必要があります。現行の容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（容器包装リサイクル法）は、発生元である事業者の容器包装物の発生抑制に結びつかないばかりか、容器包装リサイクルに積極的に取り組めば取り組むほど自治体の財政を圧迫するため、自治体によるリサイクル分別収集にも歯止めがかかっています。よって、国及び政府に対し、下記のとおり要望致します。

こうしたことで、要望内容といたしましては、

１　容器包装廃棄物の収集、運搬、分別、保管等に係る経費を事業者負担とし、容器包装の発生抑制と再使用をより一層進めること。

以上の内容となっております。

慎重審議していただきまして御議決賜りますようお願いして、説明とさせていただきます。

○議長（猪岡　壽君）　これで提案理由の説明及び意見書の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

７番齊藤崇議員。

〔７番　齊藤　崇君発言〕

○７番（齊藤　崇君）　容器包装リサイクル法見直しを求める意見書の内容について、提案者に質問させていただきます。

記、１のところで、上のほうもそうなんですけれども、このところで一番この文言に対して説明していただきたいのは、後ろのほうの運搬、分別、保管等に係る経費を事業者負担としというのは、この事業者負担というのはちょっと行き過ぎかなと個人的には思うんですけれども、なぜならば、これは中身を、例えばペットボトルにしてみれば、ペットボトルごと容器も中身も消費者が購入するわけです。となると、これをごみとして扱うのは消費者に責任があるわけ

です。消費者が買ったんだから、これを全て事業者負担、要するに運搬、分別、保管等に係る経費を事業者負担にするというのは、ちょっと私は納得いかないんです。

この辺について、もう少し具体的に説明していただけますか。

○議長（猪岡　壽君）　12番沓澤幸子議員。

〔１２番　沓澤幸子君発言〕

○１２番（沓澤幸子君）　今現在ですと、消費者が好むと好まざるにかかわらず、商品を買ったときにそのものがついてくるわけです。いわゆる瓶とか、まずはリデュースとか再利用とかしやすいものにそのものが入っていれば、リサイクルとかしたときにリサイクル料がかからないわけなんですけれども、今はペットボトルというのが一番安いので、安くたくさん売るためにそういう製品が生み出されてきて、大量に使い捨てになっていると思います。

ですけれども、それを消費者が使った後、一生懸命リサイクルを進めていくのも一つの考え方なんですけれども、いわゆるその集めたり運搬したり、それを保管しておく場所がないために、児玉郡市もなかなか保管場所がありませんということで集めない現状が長いことあるわけです。保管場所をつくるとか運搬にお金をかけることも自治体の税金で行わないとできないわけです。

ですけれども、発生源である事業者に、そういうことがあなたたちの責任になるんですよという、例えばドイツはそうなんです。そういう方式を取ると、必然的にリサイクルでお金がかかるペットボトル、処理に困りますので、減っていって、再利用できるものに切り替わったりしていく傾向が高まりますし、また、そのことによって自治体の税金負担も、事業主が負担してくれますので、ほかのところに生かすことができるということで、元を絶つという考え方に立っています。

以上です。

○議長（猪岡　壽君）　７番齊藤崇議員。

〔７番　齊藤　崇君発言〕

○７番（齊藤　崇君）　先ほどちょっと付け加えるというか言い忘れたんですけれども、これは要するに容器、例えばペットボトルを例に先ほど取りましたけれども、結局消費者が、要するに利便性がいいんです。要するに、ペットボトルに入っていれば何の入れ物も持たなくて購入できると。だから、消費者はすごく利便性がいい容器なんです。

ということは、昔、我々の代には、ほとんどがこういうペットボトルとかそういう簡単な容器はなくて、どちらかというと量り売りが主だったんです。だから、小さいときよくお使いを頼まれて行った覚えがあるんですけれども、こういうふうな量り売りしている時代だったらば、結局こういった容器の問題は出てこないんですけれども、消費者が、要するにどこでもすぐに

間に合う、容器を持っていかなくても、ああ、冷たいお茶が飲みたいなといえばすぐにお金を出せば買える、そういう世の中になってしまったわけなんです。だから、消費者にも責任があるのではないかなというふうに思うんです。

要するに、世の中が便利になれば、そのリスクというのは絶対についてくるというのは常にあるわけです。それを全て事業者というか生産者のほうに負担させるというのは、ちょっと行き過ぎかなと。時代が変わって、こういうふうな便利な世の中になってくると、消費者もそれに便乗して、要するに、ああ、楽だな、何も持っていかなくていいな、冷たいのがすぐ買えるな。今、最近はマイボトルが随分流行っていますよね。だから、そういうふうな傾向に世の中がまた切り替わればいいんですけれども、実態はまだそんなに進んでいません。

ですから、これを、長々と申しましたけれども、全て事業者というのは、ちょっと私はいかがなものなのかなというふうに思うんですけれども、やはり消費者も意識を変えないといけない。要するに、買ったものだからごみに出そうがリサイクルに出そうが自由なんですけれども、考え方は。

だから、よくごみ収集、ごみステーションへ私も行っていますけれども、結局ごみとして出している消費者もいます。また、リサイクルとしてリサイクルの日にちゃんとキャップを外してシールを外して出している人もいる。この意識づけをすることによって、世の中ももっともっと変わると思うんですけれども、現状は全てそうではないわけです。

ですけれども、結論から言いますと、全て事業者負担というのはいかがなのかなと、ちょっと疑問符がつきます。

以上です。

○議長（猪岡　壽君）　12番沓澤幸子議員。

〔１２番　沓澤幸子君発言〕

○１２番（沓澤幸子君）　今、お買物のときに袋が有料になっていると思うんですけれども、やはり有料になることによってマイバッグを持っていく方の比率が非常に高まっていると思います。

今現在は事業主負担がないために、事業主はリサイクルをして、それをまた再利用するための経費がかからないので安く売れるわけです。それによって消費者も、安いからまあいいかなというふうな形で、ついマイボトルをやめて手軽に買ってしまう傾向がありますけれども、やはりＳＤＧｓの取組、環境問題、温暖化による様々な重要問題が発生している中で、私たち消費者自身も変わらなければいけないし、事業主自体もその責任が自分たちに来ることによって、リサイクルして再利用していくためにはお金がかかりますので、それ相当の金額でないと売れなくなると思います。

そうしたときに、それでもいいよという人が多いのか、やはり地球環境を考えたらそういう使い捨てはやめたほうがいいよなというふうに消費者も変わると同時に、事業主もリサイクルにお金のかかるものは切り替えていく、そうしない限りはこの容器リサイクルは進まないんだろうなというふうに思っています。

たまたま小さなペットボトルを例に出しましたけれども、ドイツは本当にその辺が徹底していまして、大きな自動車なども全部元に戻されて分解をして再利用する。だから、作る方と分解する人の雇用が同じぐらい必要だというふうなことも聞いております。

だから、そういうやはり持続可能な社会に切り替わっていくためには、消費者も不便でもやはり環境のことを考えた生活に切り替わらなければいけないし、出す側もやはり社会的な責任を負ってもらったほうがいいんじゃないかなという立場に立っています。

○議長（猪岡　壽君）　３番髙橋勝利議員。

〔３番　髙橋勝利君発言〕

○３番（髙橋勝利君）　ちょっと私よく分からないんですけれども、今齊藤議員が言いましたけれども、ペットボトルとかコーヒーの缶とかいうのは出していますよね。それ全部シール、ペットボトルは剥がして、蓋ですか、あれも取って、うちのほうなんか団地なんかも全部そこに出しているんです。

これが今、沓澤さんが言っているこれの意味も分からないじゃないですけれども、事業者に負担となると、もう全部そのまま、シールも剥がさないでそのまま出していかないと、どこの事業所だかというのが全然分からなくなってしまうと思うんです。

日本というのはこういうことを守られている国と私は思っています。これ一番世界的に問題になっているのはよその国、アジアの国を見てもらえば分かりますけれども、全部ポイ捨てで捨ててしまっていると。これが海の海洋汚染にもつながってしまっているというのが大きな問題になってしまっているわけです。これをやはり考えていかないと、日本の今、例えば上里町において実態はどうなのかということも考えていくべきだというふうに私は思うんです。

だから、分からないのでちょっと教えてもらいたい。なんでシールを外してしまっていたのかというのをちょっと教えていただきたいと思います。

○議長（猪岡　壽君）　12番沓澤幸子議員。

〔１２番　沓澤幸子君発言〕

○１２番（沓澤幸子君）　リサイクルの方法としては自治体によって違うと思います。児玉郡市においてはシールを剥がして今回収しているわけでありますけれども、容器包装が事業主負担となった暁には、やはりシールだけじゃなくても、やはりその形だとか特徴とかいろいろあるんでしょうけれども、そんなに複雑じゃなくて、ドイツの例で挙げれば、収集ボックスがあ

って、そこに住民が入れると。それを配送車が来て、そしてその割合で事業主負担が発生するような形になるんだと思います。

ですので、この意見書は、そういう細かい各自治体のことにはちょっと触れていないんですけれども、なるべく、リサイクルすればそれで済むんじゃないかというのではなくて、もうなるべくそういうものを、環境によくないものは作らない方向に切り替えるための提案であります。

○議長（猪岡　壽君）　ほかに質疑はございますか。

11番納谷克俊議員。

〔１１番　納谷克俊君発言〕

○１１番（納谷克俊君）　提案者にちょっと御質問させていただきます。

単純なことなんですけれども、これ経費を事業者負担にしてくださいよということですが、当然事業者が負担することによって、事業者が排出するいわゆるごみが減っていくんじゃないのかという理論は成り立つと思うんですが、違った角度から見ると、事業者負担になるということは、そのまま、現状のままで消費者に価格転嫁されるということも十分考えられるわけで、その場合の効果がいかほどなのかなというところでちょっと疑問を感じているところであります。

また、先ほどドイツの例を出されて、ちょっと制度的なものをおっしゃられたんですけれども、この事業者負担をするというときの制度設計がいまいち見えないんです。ただ単に事業者負担を求めればいいというものでもないのかなと思いまして、じゃ、実際どのような制度設計にすることによって収集や運搬、分別、保管を事業者負担させるんだというところが、ある程度具体的なものがあったら教えていただきたいなということがあります。

また、先ほど来、ペットボトルというお話もいろいろあったし、包装のその他のごみもあると思うんですが、排出を抑制すれば、もちろん当然ごみは減っていくわけなんですけれども、逆に、今のやり方としては熱回収という形も取られているわけでありまして、必ずしも出されたものが全てごみイコール悪ではないような感じがしているんです。

例えば広域圏でいえば、小山川クリーンセンターでもかなりの量が毎年発電をしていまして、それを売電してセンターを動かす、稼働するための経費に充てたりしていますが、そういったことも考えると、一概に出さないことが100％正義ではないのかなという気もしておりますが、その辺については提案者はどのようにお考えでしょうか。

○議長（猪岡　壽君）　12番沓澤幸子議員。

〔１２番　沓澤幸子君発言〕

○１２番（沓澤幸子君）　日本政府が熱回収を進めてきていることもあると思うんです。しか

しながら、熱回収はいい面だけではなくて、やはりＣＯ₂を大量に排出します。環境問題でいくと、日本は化石賞を何回ももらっているような状態で、世界が今一生懸命ＣＯ₂を減らしていこうという目標に対しても、非常に目標値が低い現状にあります。ですので、熱回収に利用されているからいいんじゃないかという議論はそもそも間違っているんじゃないかなというふうに思います。

それと、じゃ、どのような方法を考えているのかというと、具体的に、この容器リサイクル法にこのことを取り上げてもらう段階でそれは決めていってもらうことになるわけなんですけれども、少なくとも今、税金でそれが全て行われているわけです。ですけれども、本来であれば、事業主が責任を持って回収したりリサイクルをしていくことによって、双方の責任が、ごみの量を減らしていこうとか、やはり結果的には、住民負担増が最初出てくるかもしれませんけれども、それは一般会計からのごみに対するお金などが抑制されていき、結果としてはどちらが先じゃなくて、最終目標としては、やはりリサイクルが可能なものを有効活用していく社会に切り替わることを進めていく一歩かなというふうに考えて提案いたしました。

○議長（猪岡　壽君）　ほかに質疑はございませんか。

４番飯塚賢治議員。

〔４番　飯塚賢治君発言〕

○４番（飯塚賢治君）　少々、本当に分からないところがありまして、事業者負担というところが今論議になっていると思うんですが、例えば製造会社があり、運搬会社があり、販売業者がいる、そういった中で、事業者の負担というのはどこにどうやって求めていくのかというのがいまいちよく分からないです。

例えば、販売の業者については、今のベルクさんだとかとりせんさん見ていれば、自主回収していますよね。自主回収して、それに要するに応じる心ある人たちが一生懸命そこへ手持ちのものを持っていくというふうにやって、それというのは、それが売れれば多少のお金になるんだと思うんですけれども、そのものの負担というのは実際問題、その販売業者がやっているわけですよね。

製造業者というのは、じゃ、何をやっているのかなというのは、コカ・コーラボトラーズもたまには自動販売機やっていると思うんですけれども、そういったものを、自主回収とかそういったことにはつながっていっていないですよね。物を売るほうが、よほどそちらのほうに負担がかかっているという意味からすると、これを経費をどうやって分配していくのかなというのがちょっといまいち分かりません。よろしくお願いします。

○議長（猪岡　壽君）　12番沓澤幸子議員。

〔１２番　沓澤幸子君発言〕

○１２番（沓澤幸子君）　これはあくまでも作り手、事業者負担ということは作り手です。その間、間の運搬業者とか売手の側にかかるものではありません。

今現在、お店独自で集めてくれたりしているのは、やはりお店の善意によるものだと思います。自治体などもやはりごみを減らそうという住民の姿勢の表れ、やはりもったいない、生かせるものは生かそうという住民の表れで、最低限のリサイクルが多くの自治体で取り組まれていますし、本当に徹底した分別をしている自治体においては、それを資源として、逆に売れたりすれば資源となりますけれども、一般的に言えば、分別を細かくすればするほど自治体の財政の持ち出しになります。そうしたことから、なかなかリサイクルも、自治体もそれほど求められても応え切れないというジレンマがあったわけなんです。

ですので、作る元がやはり環境をよく考えてもらうためには、あなたが責任なんですよとすることで、やはり環境にいいものを作っていこうという発想の切替えになるのではないかなというふうに思っています。

○議長（猪岡　壽君）　ほかに質問はございませんか。

３番髙橋勝利議員。

〔３番　髙橋勝利君発言〕

○３番（髙橋勝利君）　しつこいようなんですけれども、コンビニとか、例えばセブンイレブンとか、ああいうところは全部分別のものを置いておいて、飲んだ人、買った人が、そこで食べるかどうかは別にして、そこへ全部分けていっている。あれはみんなそこの販売業者の責任でやっているんじゃないですか。

もしこういうのであれば、国全体でそういうものについては、もうそこに責任を持って、今やっているようなやり方をやっていくというのなら分かると思うんですけれども、今、飯塚議員も言ったけれども、作っている者がなのか、持っていった者が当番かという話になってしまうと、どうしてもまとまらないと思うんです。

逆に、今言ったように、そこで飲んだものは、セブンイレブンで買ったらセブンイレブンで入れてもらう、それが売ったほうの責任じゃないかなと思うんですけれども、そこをちょっと沓澤議員に聞きたいと思います。

○議長（猪岡　壽君）　12番沓澤幸子議員。

〔１２番　沓澤幸子君発言〕

○１２番（沓澤幸子君）　先ほども申し上げましたように、今、各大型店舗や24時間営業していただいている店舗におきましては自主的に回収していただいて、それは本当に自主的に回収していただいて、自分のところの持ち出しで適正な処理をしているわけです。

でも、本来であれば、そういうふうにならないように、なるべくごみが出ないような社会を

目指すために、そのための国として容器リサイクル法という法律がありますので、その中にしっかりとそのことをうたうことで徹底できるのではないかなというふうに考えているわけです。

○議長（猪岡　壽君）　ほかに質疑はございませんか。

２番髙橋茂雄議員。

〔２番　髙橋茂雄君発言〕

○２番（髙橋茂雄君）　一つだけよろしいでしょうか。

リサイクルの中で、例えばビール瓶だったら５円とか、コーラ瓶でもジュース瓶でも10円、ビールケースが200円とかで、それでもリサイクルすると、メーカーのほうとすれば、たくさんの水を使って簡単にペットボトルに入れるほうが経費的には安いんです。それだから便利になっているんだと思います。

その中で、今話したように、瓶とかケースとかは回収できるのに、どこのスーパーもペットボトル等を無料で回収箱になってしまっているので、消費者にモラルとしてじゃなくて、幾らか負担をさせるようなことはお考えにならなかったんでしょうか。

○議長（猪岡　壽君）　12番沓澤幸子議員。

〔１２番　沓澤幸子君発言〕

○１２番（沓澤幸子君）　瓶は再生できる。ですので、リターンです。だから、繰り返し使えるもの、だから負担をしてもそれはいいんだと思いますけれども、やはり一番困っているのが、やはり容器リサイクル法の中で一番問題になっているのがペットボトルとポリエチレンです。

そういう問題について、やはり基本はＳＤＧｓに基づいて、今少数の企業ですけれども、紙おむつを独自にリサイクルする企業なんかも生まれているんです。ですから、やはりこの企業の責任を、まだ法律で決まっていなくても、心ある企業としてはもう自分の責任においてそれを開始しているところもあります。

ですので、是非ともそれを広げてもらって、ごみが少ない、無駄なところにお金をかけない、そういう社会にできたらいいなというふうに思っています。

○議長（猪岡　壽君）　ほかに議論はありませんか。いろいろと出尽くしておりますけれども。

〔「なし」の声あり〕

○議長（猪岡　壽君）　質疑は終了してよろしいですか。

それでは、これより討論に入ります。討論はありませんか。

７番齊藤崇議員。

〔７番　齊藤　崇君発言〕

○７番（齊藤　崇君）　意見書第14号　容器包装リサイクル法の見直しを求める意見書（案）について反対の討論をいたします。

先ほども申しましたように、この運搬、分別、保管等に係る経費を事業者負担とするということに対して、こういった安易に購入できる容器に入った飲物等を消費者が求めているわけです。ですから、これを一概に事業者負担とすることについては、消費者も利便性を求めているわけですので、全て事業者負担ということに対しては反対の討論といたします。

以上です。

○議長（猪岡　壽君）　ほかに討論はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（猪岡　壽君）　ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより意見書第14号　容器包装リサイクル法の見直しを求める意見書（案）についての件を起立により採決いたします。

本件は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

なお、起立は明確にお立ちください。

〔賛成者起立〕

○議長（猪岡　壽君）　起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第２６　意見書第１５号　少人数学級の早期実施を求める意見書（案）について

○議長（猪岡　壽君）　日程第26、意見書第15号　少人数学級の早期実施を求める意見書（案）についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び意見書の説明を求めます。

12番沓澤幸子議員。

〔１２番　沓澤幸子君発言〕

○１２番（沓澤幸子君）　12番沓澤幸子です。

意見書第15号　少人数学級の早期実施を求める意見書（案）について説明をさせていただきます。文書を読み上げて説明といたします。

少人数学級の早期実施を求める意見書（案）。

新型コロナ感染症対策として全国的に実施された３か月間の休校によって、子どもたちは学習の遅れや不安など、様々なストレスをため込んでいます。こうした子ども達の心身のケアを充分行なうことは、学びを保障する前提です。しかし実際には、学校再開直後の数日間は分散登校による少人数授業が実施されましたが、すぐに通常授業に戻り、過度な詰め込みや夏休みの短縮で、子どもたちに新たなストレスを広げています。

こうした下で、全国知事会、全国市長会、全国町村会の地方３団体は７月３日、文部科学大

臣に少人数学級を求める緊急提言を提出しました。「提言」は、現在の40人学級では感染症予防のため児童・生徒間の十分な距離を確保することが困難だとして、少人数編成を可能とする教員の確保を求めています。また、今後予想される感染症の再拡大時においても、子ども達の学びを保障し、オンライン学習ができる環境を充実させるために、少人数によるきめ細やかな指導体制が必要であるとして、教員の確保やＩＣＴ教育人材の配置、財政措置の拡充などを要望しています。

教師も子ども達も、緊急事態解除直後の分散登校を通し、少人数授業の良さを実感しました。この実感を日常のものとし、子どもたちを新型コロナウイルス感染症から守り豊かな学校生活が送れるように、ＯＥＣＤ加盟国中最低となっている日本の教育予算水準をＯＥＣＤ平均並みに引上げ、教員の配置を大幅に増やすことが必要です。よって政府及び国会は、義務教育全学年で20人程度の少人数学級を早急に実現されるよう強く求めるという内容でございます。

慎重審議いただきまして、御議決賜りますようお願いいたします。

○議長（猪岡　壽君）　これで提案理由の説明及び意見書の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

４番飯塚賢治議員。

〔４番　飯塚賢治君発言〕

○４番（飯塚賢治君）　飯塚です。

ちょっと何点かお尋ねします。

この40人学級を20人程度の少人数学級にするというのがこの意見書であるというふうに思うんですが、そうしますと、教員の配置が大幅じゃなくて倍化ということになると思うんですけれども、そのような教員の求め方が、これは現実かなうんでしょうか。お聞きします。

○議長（猪岡　壽君）　12番沓澤幸子議員。

〔１２番　沓澤幸子君発言〕

○１２番（沓澤幸子君）　教育者たちの会の中で、そういうところもこの少人数学級の早期実現を求めておりまして、退職職員とか、あと今非常勤で働いている職員だとか、あと教員資格をお持ちで現在ついてない職員とか、様々な方を網羅すると可能であるということを聞いています。

○議長（猪岡　壽君）　ほかに。

７番齊藤崇議員。

〔７番　齊藤　崇君発言〕

○７番（齊藤　崇君）　私も何点か。

今同僚議員が言ったことにちょっと関わりがあるんですけれども、まず、40人学級ということは感染症対策には有効だと思います、確かに。

それで、これを20人学級にすると理想的な児童・生徒になるんですけれども、こうしたからといって、冒頭言っていた３か月余りの休校で児童・生徒の授業の遅れというのはカバーできない、40人を20人にしても。だから、感染症対策では有効だというふうに思いますが、その遅れはやはり時間、日数が必要になってくるんじゃないかなというふうに思います。

それと、教員の確保とありますけれども、先ほど提案者のほうからの説明で、教員の資格を持っていて現場に出ていない方とか臨時の職員等を充当すればカバーできるというふうな説明がありました。しかし、これは一時しのぎで、恒久的な手当てにはならないと思う。

そこで、最近の報道を見ますと、最近教員になる人が、希望者がかなり少なくなっているというふうなデータが何か月前かの新聞で見ることができました。要するに、これ国家試験、教員免許取るわけですけれども、十数年前から比較すると、教員になる成り手が少なくて、競争率、倍率がかなり、当時は20倍とか何とかという倍率だったのが、今一桁の５倍とかそのくらいのところに落ち込んでいると。

なぜ教員になる、希望する人が少なくなったか、ちょっと理由は忘れてしまいましたけれども、そうなると、これは言っていいかどうか分からないですけれども、やはり倍率が低くなるとやはり教員のレベルも下がってしまうんです。試験受ければ誰でも受かってしまうよというふうなものだと、要するに児童・生徒の勉強について携わる教師がレベルが低くなるということは、ちょっと危険性があるというふうに思うわけです。

だから、結局ここで言っている教員の配置を大幅に増やすことが必要だというのは分かるけれども、一時しのぎの手当てだけではまずいと思うので、その辺についてどういうふうに提案者は考えているのか説明してください。

○議長（猪岡　壽君）　12番沓澤幸子議員。

〔１２番　沓澤幸子君発言〕

○１２番（沓澤幸子君）　幾つかの質問があったと思いますけれども、少人数学級にしたことによって３か月の遅れが取り戻せるのかというのは、それは不可能だと思います。それは時間をかけて取り組まなければいけないと思いますけれども、少人数にすることによってより丁寧に関わって、遅れも見てあげることができるというふうに思います。

それと、最近教員の成り手がいない重大な問題としては、働き方、過労死寸前の長時間労働であったり、やはり一人の教員が40人の全ての子どもたちの採点をしたりとか、やはり仕事がきつい、そういう中での成り手不足も大きな問題になっていると思います。

ですので、当面はやはりすぐ新採が増えるというふうには思わないので、今現在いる早期退

職した方とかそういうところにお願いしたり様々な確保をしながらも、将来的には先生の仕事がそんなきつくて耐えられないような任務じゃなくて、本当に本来の子どもたちを健やかに育てたいという願いが実現できるような人数の仕事ができれば、そこに本当だったら教員になりたいという人はまた呼び戻すことができるのではないかなというふうに思っています。

○議長（猪岡　壽君）　ほかに質問は。

３番髙橋勝利議員。

〔３番　髙橋勝利君発言〕

○３番（髙橋勝利君）　この文書の中でちょっとお聞きしたいんですけれども、学びを保障する前提と最初に申し上げて、すぐに通常授業に戻り、過度な詰め込みをしたと、それから子どもたちに新たなストレスが広がったと、これここまで言い切ってしまうと、例えば今の上里町の教育委員会、学校のほうでそこまでやっているかといったらそういうことがないんです。一生懸命やっていると。何とかそういう過度な詰め込みをしないでやっているという姿を見てきているんですけれども、ここでこれをこういうふうに言い切ってしまっていいかなというのをちょっと質問したいと思います。

○議長（猪岡　壽君）　12番沓澤幸子議員。

〔１２番　沓澤幸子君発言〕

○１２番（沓澤幸子君）　すみません。全体的に見て、それぞれの自治体で最大限の努力をしていることは私も分かっています。上里町においても比較的様々な配置がされていますので、上里においては学校教育課のほうにお尋ねしても、本当に助かりますという御意見をよく聞きます。

しかしながら、これは上里町だけを見て言っていることではなくて、仕事柄いろいろなところの情報などを聞きますと、非常に宿題が多くて、もう泣いて帰ってくるとか、そういうことも聞いているわけなんです。それですので、上里町においてこういう実態がひどいんですよということを言いたいわけではなくて、やむを得ずこういう状態になってきている部分が見受けられるということで触れてあります。

○議長（猪岡　壽君）　ほかに質疑はございませんか。

11番納谷克俊議員。

〔１１番　納谷克俊君発言〕

○１１番（納谷克俊君）　11番納谷です。

提案者に質問させていただきたいと思います。

基本的には少人数学級というのは賛成というか、そういう方向に向かっていったらいいなと思うんですけれども、先ほど来、同僚議員から幾つか出ております、まず教員のクオリティー

の担保の問題であったり、少人数にするとこれは当然箱も足りるかどうかという問題になってくると思うんです。

上里町に限って言えば、空いている学校もあったり空いていない学校もあったり、また空いている学校は空いている教室を利用して放課後、学童をそこに入れてなんて再配置のことも考えていたりするわけであります。

また、逆に言えば、埼玉県内でも戸田市や和光市のようなこれからまだ小学校をつくりますよというところもあったりして、じゃ、そういうところ全国一律網かけたときに対応できるのかどうなのかという問題だとか、教員数を増やすことによる財政的に、じゃ、ここ一点でいいのか、超高齢化がますます進展する中で、財政どれだけもつのかという問題であったり、仮に20人学級という設定をしたときに、20人にぎりぎりオーバーする学級、例えば21人だとすると、11人と10人というような超少人数という学級ができてしまったりとか、いろいろな、どこを基準、どこで取ってもいろいろな問題が出てくるんですが、様々な問題、また弊害というのが考えられるかと思います。

また、これによって仮に新採プラスだとか退職教員だとか採用したとしても、今後加速度的にまた子どもが減っていく中で、今度、じゃ、教員が余ってくるだとかいろいろな問題が出ると思うんです。

なので、私的には少人数は賛成であるんですが、今後加速度的に子どもの数が減るということを考えると、段階的に40人を30人にとかやっていくと、ソフトランディングの状態で少人数学級が実現できるのかなという思いではいるんですが、そういった様々な弊害があると思うんですが、ここで20人程度とがくんと、極端に半分じゃないですか。そこにまで落とし込んだ意見書というのはちょっと若干きついかなと。趣旨は分かるんですけれども、30人だとかそういったような感じでいったほうがより実現可能な流れなのかなと思うんですけれども、その辺について提案者はいかがお考えでしょうか。

○議長（猪岡　壽君）　12番沓澤幸子議員。

〔１２番　沓澤幸子君発言〕

○１２番（沓澤幸子君）　ここで20人程度というふうに述べているのは、30人学級を目指しているわけです。いわゆる30人を超えると半分になる。だから、今は40人、だから39人だと19人と20人になるわけですよね。42人だったら21人と21人になるわけですけれども、いわゆる30人学級を実現すれば20人程度の少人数学級が実現できるなというふうなことになっています。

それで、多くの全国知事会だとか、あと教職員等の要望などを見ましても、この20人程度の少人数学級の実現という要望の出し方が多かったので、私もそれに横並びで考えました。ですので、30人学級が実現すれば20人程度の少人数学級が実現可能であろうという思いでこのよう

にいたしました。

あと、今後、少人数、子どもが減る中でどうなのかという課題もありますが、子どもたち、少子化を止めていこうという考え方も一方ではあって、だけれども、なかなか歯止めがかからないという現状もありますけれども、何よりも、たまたま新型コロナ感染症が重大問題となっていて、今後隣同士の距離だとか、そういうことを考えた上でも、改善の必要性があるだろうということと併せて、日本の子どもたちが世界との比較した場合に、将来に希望が持てないとか、自分に対する自己肯定感が非常に他の国と比べて低いとか様々な問題が指摘されていますし、子どもたちの自殺なども大変重大な問題になっています。

従来からあったこれらの問題も併せて、やはりこのコロナの問題が出てきた時点で、そうしたもろもろの抱えてきた課題を解決するためにも、手厚い配置が、生きる希望であるとか自分はこのままでいいんだと、自分もいいところがあるんだと認められる教育になっていけばいいかなというふうに思っているところです。

○議長（猪岡　壽君）　11番納谷克俊議員。

〔１１番　納谷克俊君発言〕

○１１番（納谷克俊君）　ちょっとどうしても理解できないところが一点ございまして、30人学級を目指していくのならば30人学級の実現を目指していくほうがいいと思うんです。30人学級ということにすれば30人が実現できるわけであって、31人になった場合は16人と15人という、ちょっとある程度集団生活とかの観点から考えたとき、ちょっとどうなのかなと首をひねるところができてしまうと思います。

20人というくくりをすると、もう20人以上の学級はできません。ですよね、数字的に。ちょっとこれへ理屈になってしまうかもしれないんですが、21人になれば11人と10人になってしまうので、その程度というか幅を持たせている表現というのは分かるんですけれども、現実的に実現性だとか財政面の問題があるとか人的な問題、様々なものを考慮すると、30人を目指すのであれば30人という表現のほうがよかったのかなと思います。

ただ、少人数学級を目指していることについて何の迷いは私もないんですけれども、そこの辺がちょっと一つ納得いかなかったので、申し訳ないんですが、賛成できるような説明をしていただければと思います。

○議長（猪岡　壽君）　12番沓澤幸子議員。

〔１２番　沓澤幸子君発言〕

○１２番（沓澤幸子君）　私もここが一番実は悩んだところです。頭の中で、30人学級と言ってしまうと、15人、15人だよなということも思いました。それでいろいろな団体の要望書だとかそうしたものも目を通したときに、20人程度という表現が適切なのかなというふうに思った

ところなんです。

だから、検討の中で、これが30人学級としてこの20人程度の少人数学級を実現していく方向になるのか、また違った形でも、私はとにかく今現在のようなのじゃなくて大幅に減った、今現在がいわゆる40人ですので、40人の半分ぐらいということで20人程度の学級構成にできるような措置を講じてもらいたいという。だから、そういう思いの要望書であります。

○議長（猪岡　壽君）　３番髙橋勝利議員。

〔３番　髙橋勝利君発言〕

○３番（髙橋勝利君）　提案者にちょっと聞きたいんですけれども、例えば上里の実態、例えば神保原小学校を見たときに、35人で最初１年生のときスタートしたと。ところが途中から１人増えたといったときに２学級にしているわけです、実態が。だから35人のときは１学級なんです。１人増えましたからといって今神小、多分２年生は２学級になっているんじゃないかと思うんです。そういうところというのがちょっと皆さん、提案者３名いますけれども、そういう実態を見て言ったのかな。

確かに、20人になって少人数になる、じゃ、19人だったらどうだとかとそういう話になってしまうと、幾らやってもきりがない。だけれども、少人数でやるというのは理想だと思うんです。だけれども、今の上里東小学校を見たら、目いっぱいいるわけです。じゃ、それが、これだから、じゃ、学校に使用できない、先生の問題より学校に使用できない、じゃ、神小のほうに西原の子と行ってもらいますよというようになると、この間の決算審査の中でも、中学校が、小学校は一緒だけれども、中学校になったら別になってしまうと。こんな話も出てくるわけです。

だから、やはりこういう問題というのは教育の問題なので、やはりそういうところを全部付け合わせてこういう提案をしていただきたいなというふうに私は思うんです。だから、さっき言ったように、詰め込みをしてしまったのか、ストレスを感じてしまっているのかということも実態として、日本全体を見ればそういう意見もあると思うんです。オンラインがそういうふうにすればいいというのはあるけれども、それは全部じゃないんだよね。ほんの一部なの。だから、そういうところをちょっと提案者にお聞きしたいと思います。

○議長（猪岡　壽君）　12番沓澤幸子議員。

〔１２番　沓澤幸子君発言〕

○１２番（沓澤幸子君）　ちょっとうまく説明できるか分かりませんが、実態はそれぞれ違いますし、その年度によっても変わります。確かに引っ越しで１人増えたらクラスが増えるということもありますけれども、それは低学年の35人が認められているクラスにおいてはそうです、今現在。

ですけれども、元々政府自身も段階的に35人学級を目指すということを決めて、途中でストップをしている段階なんだと思います。ですけれども、私はこの20人程度のこの曖昧かもしれないですけれども、やはり今現在の世界に類を見ないような40人学級という学級数を何とか少人数にしたいという強い思いであります。

ですので、国に対する意見書でありますので、幅広い様々な自治体の様々な実態があると思いますけれども、教員の働き方等を考えても、本当に40人学級でいいのかどうかということを国に考えていただきたいということであります。

○議長（猪岡　壽君）　ほかに質疑はありませんか。

７番齊藤崇議員。

〔７番　齊藤　崇君発言〕

○７番（齊藤　崇君）　提案者に、先ほど私の質問に対して説明がありましたけれども、まず、教員の配置、確保というか、これについて説明があったんですけれども、ＯＢや臨時教員を一時的に充当するという説明があったんですけれども、その方法も一理あるんですけれども、いろいろな職業があって、数か月前、私もやはりこれネットで見たか新聞で見たか忘れましたけれども、介護士と看護師、看護師が全国で資格を持っていて従事していない人が37万人ぐらいいるんです。介護士はどうだったかちょっと忘れてしまいましたけれども、介護職というのもかなりきつい仕事で、やはり資格を持っていても、双方、看護師も介護士も従事しないんです。

先ほど説明の中に、要するに、教員の資格を持っていても、やはり私の質問に対して説明がありましたけれども、やはりブラックなんです、教員というのは。教員の職業というのは。そういった面がありまして、私の知り合いの教師、小学校の教師ですけれども、子ども３人いるけれども誰も跡継ぎしない。なぜですかと聞いたら、やはり私の仕事を見ていて嫌になったんじゃないのかなと。これはちょっとジョークなんですけれども、跡継ぎがいないというふうな状況のエピソードもありました。

そんな余談はいずれにしても、やはりちゃんとした教師を確保しないことによっては、これ全国的な問題ですから、全国知事会、市長会、町村会と言っていますから、全国的な問題で捉えなければいけないというのは分かるんですけれども、やはりそういった一時的にＯＢや臨時職員を充てるというのでは、これは恒久的な学びの保障というのはちょっと難しいんじゃないかなというふうに思います。

ですから、理想は確かに、先ほど言ったように20人というのは有効な手段だというふうに考えますが、その辺の教員のやりくりについて、もう一度詳しく説明していただけたらありがたいんですが。よろしくお願いします。

○議長（猪岡　壽君）　12番沓澤幸子議員。

〔１２番　沓澤幸子君発言〕

○１２番（沓澤幸子君）　教員のやりくりということは、まず制度ができないとやりくりもできないわけでありまして、やはり国がいかにそこをきちんとするかによって、ちゃんとブラックでない働き方が保障されたりすることによって、資格を、やはり本来教員になりたいと思って取った資格をやはり生かそうという方もいらっしゃると思うんです。ですので、そういうことをきっちりと、ここから何人連れてきてここに何人人材がいますということは私も分かりません。しかしながら、じゃ、手だてをしないのかというのは違うと思います。

ですので、制度をつくっていく中で、きちんとそれを形にしてもらうことで、一人一人に目が届く教育の実現ができていくんじゃないかなというふうに思っているところです。

○議長（猪岡　壽君）　ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（猪岡　壽君）　ないようですので、これより討論に入りたいと思います。討論はありませんか。

７番齊藤崇議員。

〔７番　齊藤　崇君発言〕

○７番（齊藤　崇君）　意見書第15号　少人数学級の早期実施を求める意見書（案）について反対の討論をいたします。

先ほどからも申しているように、コロナ感染症対策ということで少人数学級は、20人学級は有効と思って、この件については賛成したいと思います。しかしながら、これを20人学級にしたからといって、約３か月間の休校によって遅れが出ている学問について、勉強について、取り返すことというのは時間がなければ取り返すことはできません。

これは実際にある教員に会って話を聞きました。やはり時間が必要ですというふうに言っていました。それから、教員に対することに先ほど説明がありましたけれども、それだったらば、これを少人数学級を早期実施を求める意見書ではなくて、こういった制度をつくってくださいという意見書であればいいんじゃないかなと思います。それであれば私は賛成できますけれども、これについてでは教員の確保等々がありますので、反対の討論といたします。

○議長（猪岡　壽君）　ほかに討論はありませんか。

３番髙橋勝利議員。

〔３番　髙橋勝利君発言〕

○３番（髙橋勝利君）　反対の討論をしたいと思うんです。

先ほど言ったように、こういう内容について言い切ってしまっていいものかということが一つです。ここのところに書いてあるのは、過度な詰め込みをしたと。ストレスがたまっている

と、こういうふうに言い切ってしまっているということについては、そこまで言い切れないんじゃないかなというのが一つ。

それから、今皆さんが言っているように、20人学級は、今提案者は30人学級というのも頭に入れたんですけれども、先ほど言ったように、じゃ、35人、じゃ、36人なんていう話が出てきたときに、もう収拾がつかなくなってしまう。

今上里の実態、先ほど申し上げたように、東小はもう圧倒的に多いわけです。神小と賀美小、長小合わせても足らない、そこにいかないぐらいもうすごいバランスが悪い町なんです、学校自体が。だからそういうところというのはやはり実態を見ていっていけば、ここの意見書について、今斉藤議員が言ったんですけれども、その内容等を変えてやれば、また理解もできるかなというふうに思いましたんですけれども、こういうところについてもう言い切ってやるのであれば、私は反対です。

○議長（猪岡　壽君）　ただいま反対討論が２件出ましたが、賛成討論の方はいらっしゃいますでしょうか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（猪岡　壽君）　なければ討論を終了いたします。

これより意見書第15号　少人数学級の早期実施を求める意見書（案）についての件を起立により採決いたします。

本件は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（猪岡　壽君）　起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

―――――――――――――――――◇―――――――――――――――――

◎総務経済常任委員会の閉会中の所管事務調査について

○議長（猪岡　壽君）　次に、総務経済常任委員会委員長及び文教厚生常任委員会委員長より、会議規則第73条第１項の規定により、閉会中の所管事務調査通知書が提出されました。

委員長の通知のとおり、閉会中の総務経済常任委員会及び文教厚生常任委員会の所管事務調査を了承いたしましたので、これを報告いたします。

―――――――――――――――――◇―――――――――――――――――

◎議会運営委員会の閉会中の所管事務調査について

○議長（猪岡　壽君）　次に、議会運営委員会委員長より、会議規則第73条第２項の規定により、閉会中の所管事務調査通知書が提出されました。

委員長の通知のとおり、閉会中の議会運営委員会の所管事務調査を了承いたしましたので、

これを報告いたします。

◇

◎議会運営委員会の閉会中の継続審査について

○議長（猪岡　壽君）　次に、議会運営委員会委員長より、次期定例会の会期、日程等について、会議規則第75条の規定により、閉会中の継続審査をしたい旨の申出がありました。

お諮りいたします。

委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（猪岡　壽君）　御異議なしと認めます。

よって、委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決定いたしました。

◇

◎閉　　会

○議長（猪岡　壽君）　以上で、本定例会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。

これをもって、令和２年第５回上里町議会定例会を閉会いたします。

御苦労さまでした。

午後３時５９分閉会